



# 対外経済政策の現状と今後の方向性

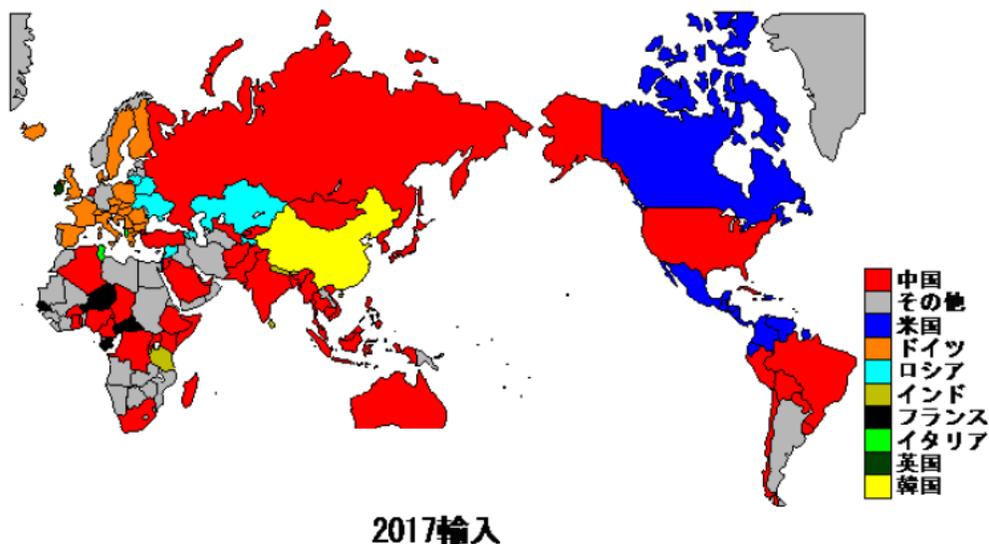
# 1. 我が国の通商政策を取りまく変化



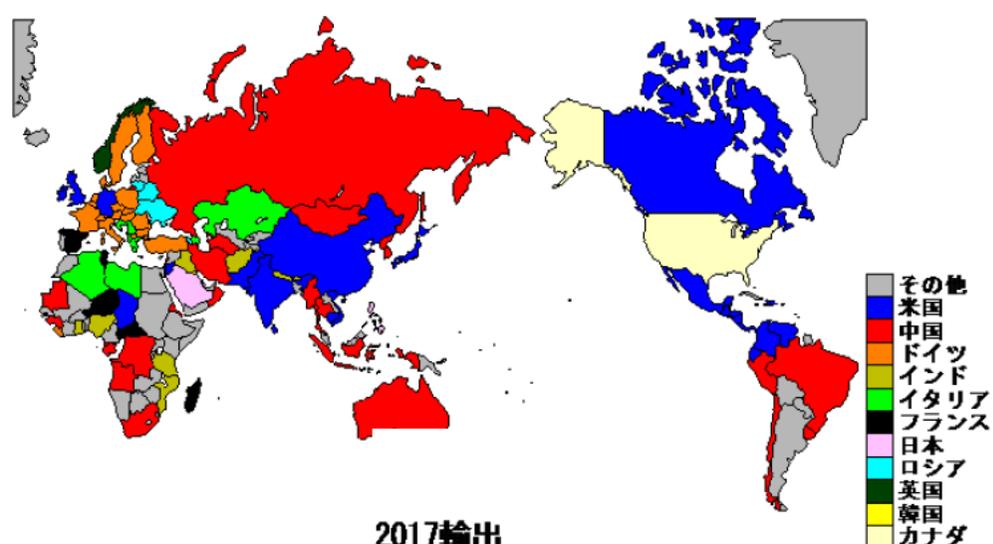
## (2) 拡大する中国の対外貿易

- 2017年には、中国を最大の輸入相手国とする国が急激に増加し、2017年には世界の約30%（57か国）と第1位に。
- 中国が最大の輸出相手国になっている国も、輸入と比べると少ないものの世界の約16%（30か国）と米国に次ぐ地位に。→ 過剰生産につながる補助金や国営企業の優遇などに対し、ルールのアップデート・強化が課題に。

最大の輸入相手国別色分けマップ  
(2017年)



最大の輸出相手国別色分けマップ  
(2017年)

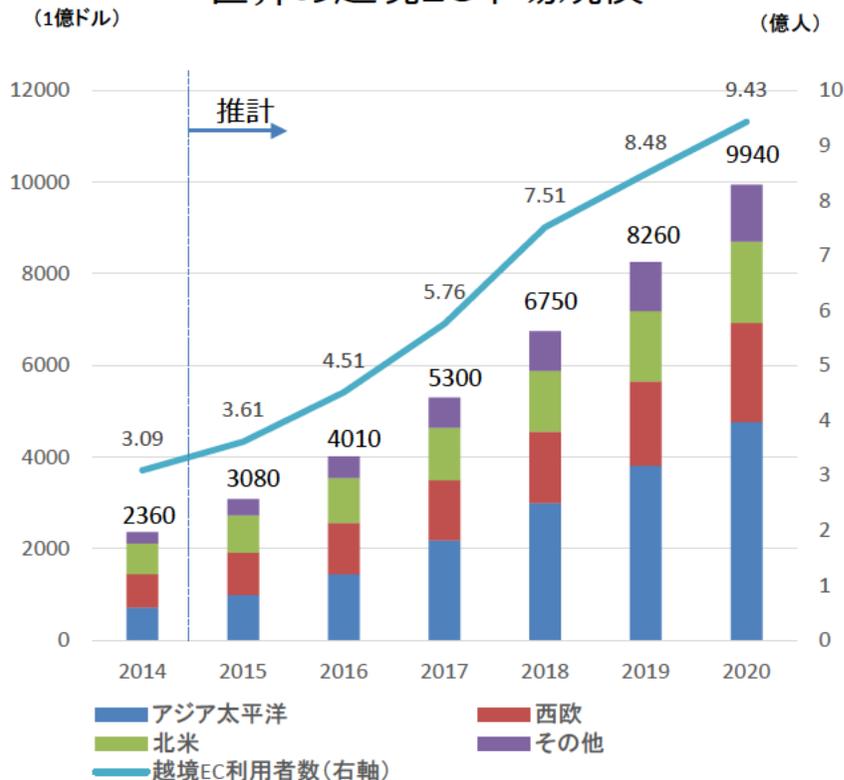


出展：IMF DOTSより経済産業省作成。

# (3) 拡大するデジタル貿易

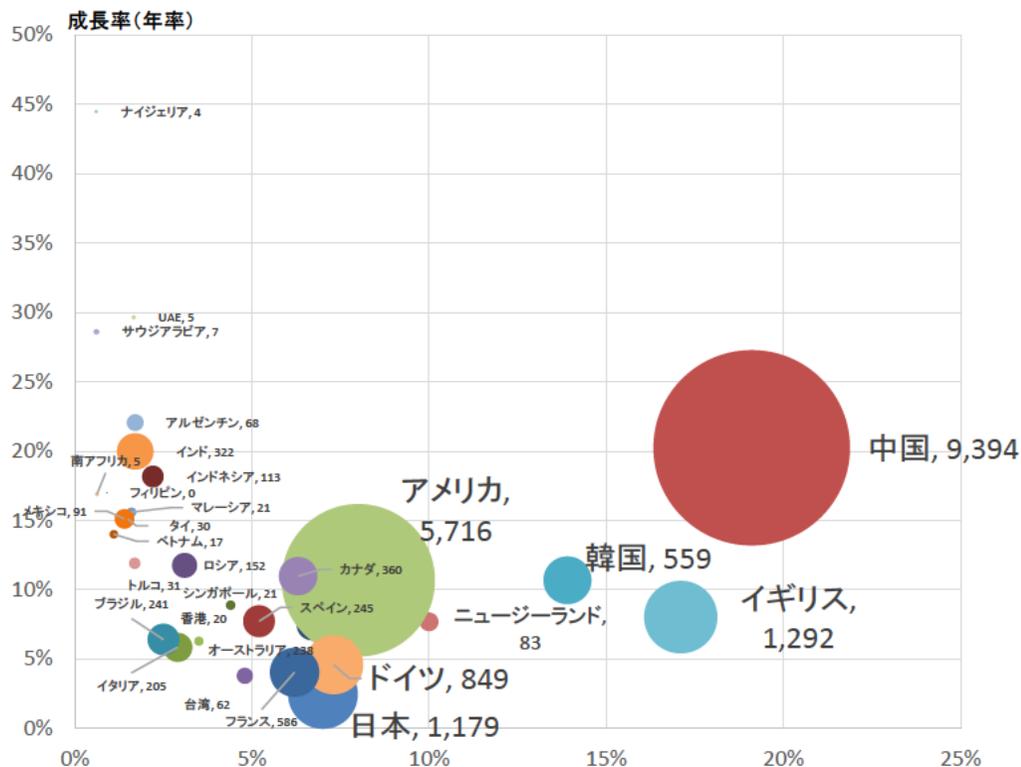
- 世界の越境EC市場は、2014年の2,360億ドルから2020年には9,940億ドルに増加見込み。
- 越境EC利用者も同期間に約3億人から9億人を超える見込み。
- 国内B2C EC市場も拡大傾向に。中国の2016年のネット小売市場規模は9,394億ドルと、EC化率（19%）と共に既に世界1位。

世界の越境EC市場規模



資料: Accenture and Alibaba Research(2016)

各国のEC化率/成長率/ BtoC EC市場規模 (単位1億ドル)

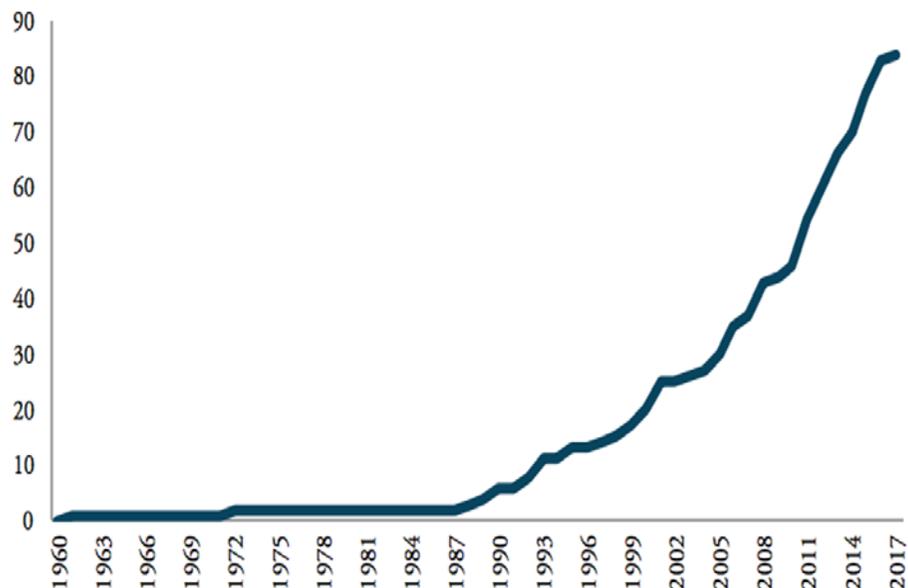


備考: EC化率は小売に占めるECの割合。成長率は2014年~2025年の成長率の推計(年率)。丸の大きさは市場規模。EC化率と市場規模のデータは2016年(ただし、中東アフリカ地域は2014年)。  
 資料: eMaketer、トランスコスモスへのヒアリングから作成。

## (4) デジタル貿易の課題

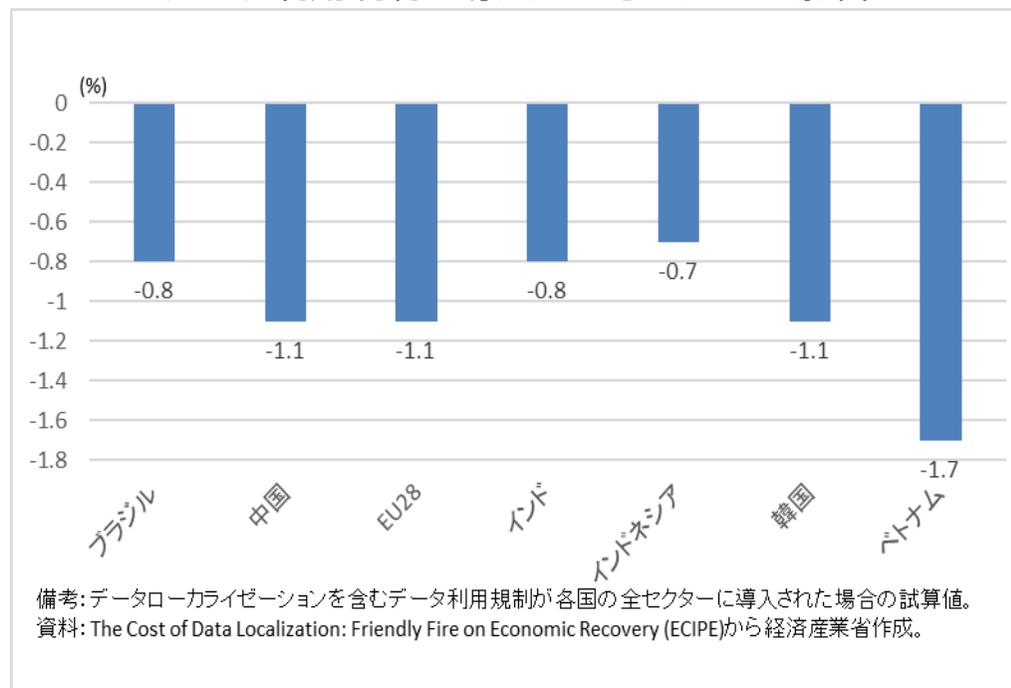
- データの自由な越境流通を阻害するデータローカライゼーション規制、セキュリティ強制規格採用要求、ソースコード開示要求等、データ保護主義的な動きが増加中。
- データに関する新規制が導入されると、データ処理サービスの利用費用増を原因とする国内物価上昇や生産性下落等の要因により、自国GDPにマイナスの影響との試算。
- ITプラットフォームを巡る既存の業種との公正な競争環境の確保や、消費者保護・安全確保の扱いも課題に。

越境データフローに係る規制数の推移 (1960~2017年)



備考: Digital Trade Estimates (64の国と地域から87の規制情報を収集)と各種法令文書に基づいたECIPEによる推計値。  
資料: ECIPE, [Restrictions to Cross-Border Data Flows: a Taxonomy]

データ利用規制の導入によるGDPへの影響



## 2. 米国の動き

# (1) 通商拡大法 232条 (鉄鋼、アルミニウム)

## 国別除外

- 6月1日以降、これまで暫定除外されてきたEU・メキシコ・カナダに、鉄鋼25%・アルミニウム10%の追加関税を適用
- 数量枠を受け入れた韓国(70%)・ブラジル(約90%)・アルゼンチン(約135%)は恒久除外扱い
- 豪州は無条件で除外

## EUの反応

- ◆ 6月1日、232条の対米WTO協議要請、リバランス措置準備開始 (6月20日以降適用可)  
(同日、TIER (技術輸出入管理条例) の対中WTO協議要請)
- ◆ 自動車232条調査にも強い懸念。

[ 日EU共同声明 (6月1日)  
→ 232条 (鉄鋼・アルミニウム、自動車・自動車部品) に深刻な懸念表明。 ]

## カナダの反応

- ◆ 最高128億ドルのリバランス (7/1適用)
- ◆ WTO・NAFTAでの協議要請

## メキシコの反応

- ◆ 「影響の水準に見合う規模」のリバランス

※このほか中国・トルコ・ロシア・インドがリバランス措置を通報 (中国は発動) ないしWTO協議要請

# (1-2) 通商拡大法 232条 (鉄鋼、アルミニウム) 日本の立場

米国による鉄鋼及びアルミニウムに係る輸入制限措置の決定について 経済産業大臣談話 (3月9日)

3月8日、米国政府が、1962年通商拡大法第232条に基づき、鉄鋼及びアルミニウムの輸入に関して、日本を含む各国からの輸入に対して追加関税を課すことを決定したことは極めて遺憾である。

今般の措置は、単に米国の市場を閉ざすのみならず、アジア地域を含む世界の鉄鋼及びアルミニウム市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねない。

鉄鋼やアルミニウムの世界的な過剰生産に対処することが問題の本質であり、WTOルールに則らない一方的措置の応酬は、どの国の利益にもならないことを改めて各国に呼びかけたい。

我が国としては、今後、措置の内容及び日本企業への影響を十分に精査した上で、WTOの枠組みの下、必要な対応を検討するとともに、対象から除外するよう改めて米国への働きかけを行っていく。同時に、我が国としては、自由貿易を堅持する立場から、WTOルールに則った解決を図ることが適切であると関係国に訴えていく。

経済産業大臣談話 (5月1日)

- ・日本からの鉄鋼やアルミニウムの輸入が米国の安全保障に悪影響を与えることはないこと、むしろ、米国の産業や雇用にも多大な貢献をしていること等を繰り返し説明し、日本を対象から除外するよう要請。
- ・それにも関わらず、日本が対象から除外されなかったことは極めて遺憾。
- ・今後は、WTOの枠組みの下、必要な対応の検討を進めるとともに、引き続き、対象から恒久的に除外するよう断固として米国への働きかけを行う。

5月18日 リバランス措置をWTOへ通報

※具体的な対象品目には言及せず (権利留保のための抑制的な対応)

## (2) 通商拡大法 232条 (自動車)

<トランプ大統領による発表内容 (5月23日) >

「本日、私は自動車産業の現状について議論するためにロス商務長官と面会した。私からは、トラック・自動車部品を含む**自動車の輸入に対する232条調査開始を検討するよう指示**した。自動車と自動車部品は、国家としての強さにとって重要である。」

<米国商務省プレス発表 (同上) >

「ロス商務長官は、1962年通商拡大法232条に基づく調査を開始した。調査は、SUV・バン・ライトトラック・自動車部品を含む**自動車の輸入が国家安全保障を損なうおそれがあるか否かを決定**する。」

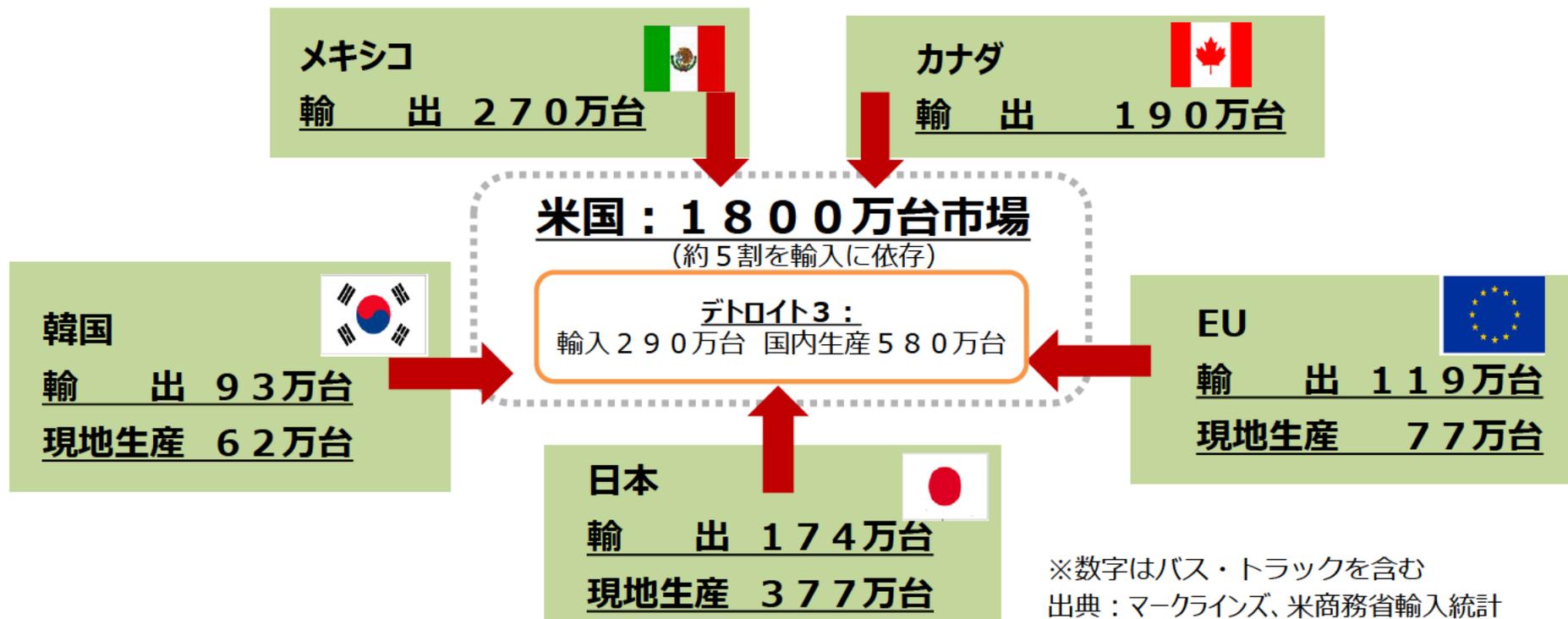
「ロス商務長官は、**海外からの輸入が、何十年も国内の自動車産業を侵食してきた証拠がある**と述べた。商務省は、そのような輸入が国内経済を弱め、国家安全保障を損なうものか否か、完全・公平・透明な調査を実施する。」

### 世耕経済産業大臣会見 (5月24日)

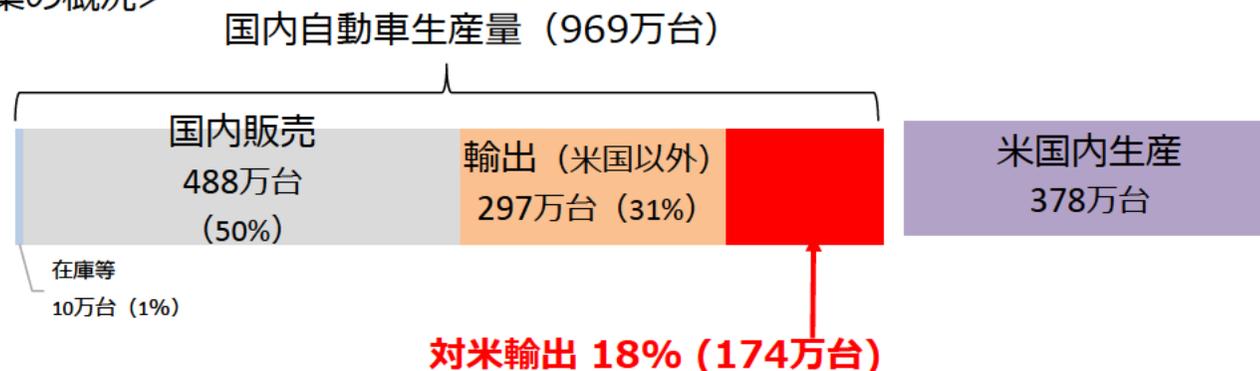
現段階では調査が開始されたばかりでありますので、まず今後の動き、動向をしっかりと注視していきたい。仮に発動されるとなれば非常に広範な貿易制限措置になりまして、こういった制限措置は世界の市場を混乱させ、WTOに基づく多角的貿易体制にも悪影響を及ぼしかねないものでありまして、これは大変遺憾であると考えております。私からも今後アメリカ側の関係者に対していかなる貿易上の措置もWTOに整合的であるべきということをしつかり伝えていきたいというふうに思っております。

# (2-1) 通商拡大法232条 (自動車)

＜米国における各国の現地生産台数、輸入台数＞



＜我が国の自動車産業の概況＞



# (3) 米国通商法 301条

- 昨年8月18日にUSTRは、通商法 301条の調査を公式に開始する旨を発表。
- 調査の対象
  1. 強制的な技術移転要求（許認可権の不透明・恣意的な運用、JV規則、外資出資規制等）
  2. ライセンス契約における特定条項の強制等（内外差別的な技術輸出入管理条例等）
  3. 組織的な米国企業の買収（先端技術取得を目的とした組織的な企業買収）
  4. 営業秘密の窃取等

## <トランプ大統領による大統領令>（3月22日）

- 中国の不公正な政策により支援されている特定の産品に対する25%の追加関税に対するパブコメを提案
- USTRはWTOの紛争解決手続きを通じて、中国の差別的な技術ライセンス慣行に立ち向かう
- 財務省は、他の省庁と協議し、米国のセンシティブな技術に対する中国の投資規則を提案

## 【USTRによる公表】（4月3日）

- 航空宇宙関連、ICT、ロボティクス、産業機械、医薬品等、1300品目（500億ドル規模）に25%の追加関税。
- 最終課税措置の決定時期は未定。

## 【中国による発表】（4月4日）

- 米国原産の大豆、自動車、化学工業品など14種類106品目に25%の追加関税を課すことを決定。実施期日は別途発表。 WTO紛争解決機関に協議要請を行い、WTOによる紛争解決手続きを正式に開始した旨発表。

## 【USTRによる追加措置の発表】（4月5日）

- 対中報復措置（1000億ドル相当）の検討をトランプ大統領がUSTRに指示。

## (4) 米中協議

### ◆劉鶴副総理訪米時の米中合意（5月19日）

- 「貿易協議に関する米中共同声明」を公表。対中貿易赤字の削減（米側は2000億ドルの赤字削減を要求）、知財保護などに合意。
- ムニューシン財務長官、劉鶴副総理は関税措置停止に言及

### ◆ライトハイザー通商代表の声明（5月20日）

- 関税などの法的ツールの活用可能性に言及しつつ、中国の強制技術移転等を問題視するとの姿勢を改めて表明

### ◆301条調査に関するホワイトハウス声明（5月29日）

- 500億ドル相当の関税措置（6月15日）、投資管理・輸出管理強化（6月30日）実施公表
- 中国商務部は、「米中が最近ワシントンにて達成した共通認識に明らかに矛盾」との見解発表

### ◆ロス商務長官訪中（6月2～3日）

- 農産品・エネルギーの輸出増の詳細について議論するため、ロス長官が訪中。
- 中国側は、仮に米側が関税引上げた場合は合意は無効となると牽制。

## 3. 中国の動き

# (1) 中国製造2025

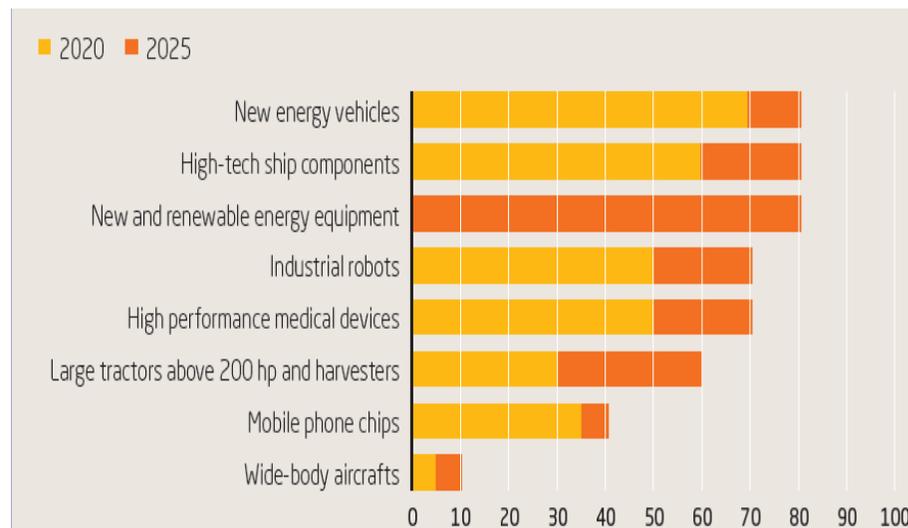
- 中国政府は、2015年5月に公表した『中国製造2025』において重点産業を明示。
- 本計画に盛り込まれている、外資企業の市場参入・調達制限、技術供与の強要、中国標準の濫用、政府投資ファンド等による補助、国有企業による買収等の要素に対し、E U商工会議所（中国）は反発。
- 鉄鋼で生じた問題が、半導体、ロボット、電気自動車等に拡散していくおそれ。

## <10の重点強化産業>

1. 次世代IT産業
2. 先端デジタル制御工作機械とロボット産業
3. 航空・宇宙設備産業
4. 海洋建設機械・ハイテク船舶産業
5. 先進軌道交通設備産業
6. 省エネ・新エネルギー自動車産業
7. 電力設備産業
8. 農業用機械設備作業
9. 新材料産業
10. バイオ医療・高性能医療器械産業

## <主要技術に関する中国製品の国内調達目標>

機器の基礎的な素材・構成要素の40%を2020年までに国内で製造。この比率を2025年までに70%に引き上げ。



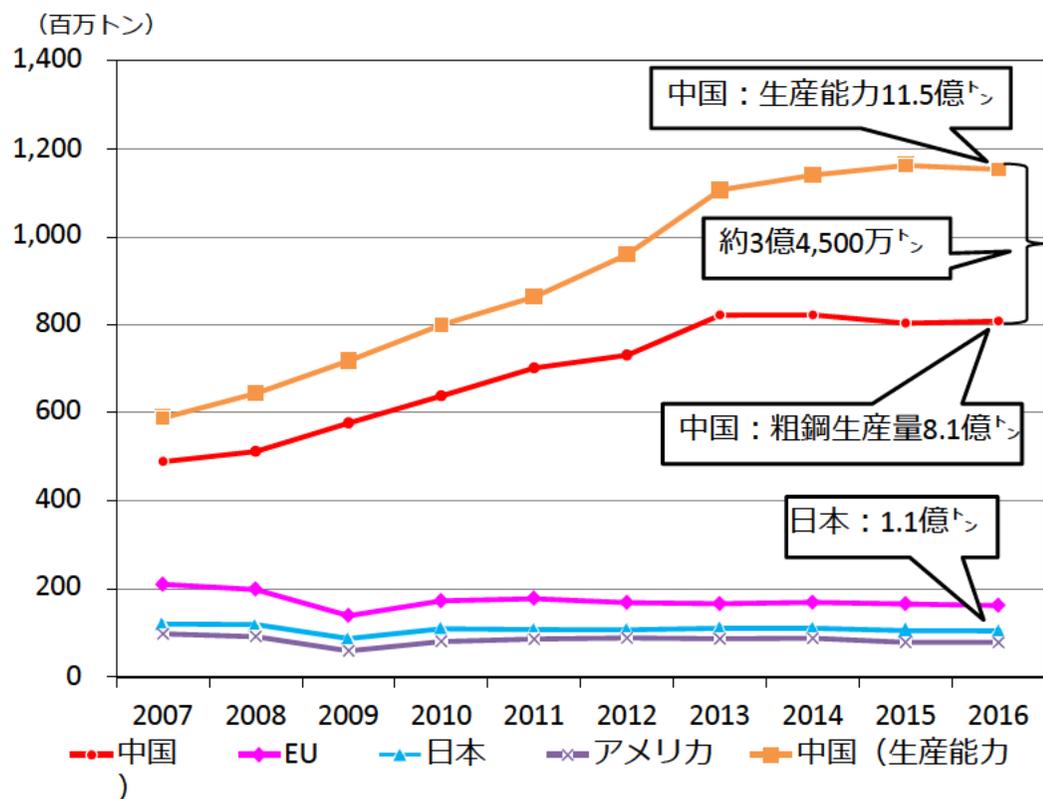
## (2) 鉄鋼の過剰供給

- 粗鋼の生産量は、中国が過去10年間以上、一貫して1位。世界の過剰生産能力(※)7.4億トンのうち3.5億トン程度が中国に存在

※ここでは、単純化して「生産能力-生産量」として算出。

- 中国は、2016年～2020年の削減目標▲1.5億トンを設定。2017年6月時点で▲1.15億トン達成と発表。

【中国の粗鋼生産量の推移（日米EUとの比較）】



(出所) "Steel Statistical Yearbook" World Steel Association, "Global Forum on Steel Excess Capacity"  
 German Federal Ministry for Economic Affairs and Energy

### (3) 中国新エネルギー車 (NEV) 規制

- 中国政府は、新エネルギー車への補助金給付を徐々に減額し、2020年までで打ち切る方針。一方、厳しい新エネルギー車生産の強制割当て規制の導入を予定。
- これに対し、日米欧は様々な共通の懸念点を表明し、導入の延期・緩和を主張してきた。

#### ● 9月28日に公表された規制案概要

|                  |                                                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>NEV対象車</b>    | ➤ EV、PHV、FCV                                                                                                                         |
| <b>規制対象企業</b>    | ➤ 従来車（HV含む）の年間生産台数or輸入台数が30,000台を上回る企業                                                                                               |
| <b>主な内容</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 導入は2019年1月～。</li> <li>➤ 年間生産or輸入台数に一定の年間要求比率を乗じたNEVクレジットを目標値として、生産or輸入しなければならない。</li> </ul> |
| <b>クレジット運用規定</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 目標過達企業からはクレジットを譲渡や売買等取引可能。</li> <li>➤ 2019年の未達クレジットは2020年に相殺可能。</li> </ul>                  |
| <b>罰則規定</b>      | ➤ NEVクレジット未達の企業は新たな在来型エネルギー車種の製造or輸入を不許可とする。                                                                                         |

● 従来エネルギー乗用車の生産or輸入台数に対する、NEVクレジットの要求比率

| 2019年 | 2020年 |
|-------|-------|
| 10%   | 12%   |

● 2019-20年の車種別クレジット基準

| 車種   | 計算方法                   | 備考                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| BEV  | $0.012 \times R + 0.8$ | <ul style="list-style-type: none"> <li>● R：電気駆動航続距離</li> <li>● P：燃料電池システムの定格出力（単位：Kw）</li> <li>● 基準車種のクレジットの上限：5</li> <li>● 車種のクレジットの計算結果は小数点以下2桁とし、3桁目を四捨五入とする。</li> </ul> |
| PHEV | 2                      |                                                                                                                                                                             |
| FCV  | $0.16 \times P$        |                                                                                                                                                                             |

※NEVクレジット=車種別クレジット基準に、新エネルギー車の生産or輸入台数を掛け合わせた数字

## (4) サイバーセキュリティ法

- 中国政府は、2017年6月にサイバーセキュリティ法を施行。
- 関連法令では、重要情報インフラ事業者に対する重要データの国内保存の義務づけや、ネットワーク製品の国家規格の強制的要求事項への準拠等を導入。
- サーバー等の国内設置の義務づけ、国境を越えたデータ流通の管理、ソースコード開示要求につながるおそれ。

### サイバーセキュリティ法の規制内容（抜粋）

- ネットワーク製品・サービスの国家規格、業界規格の強制的要求事項への適合（第22条）
- ネットワーク運営者に対する公安機関等の安全保障、犯罪捜査活動への技術支援、協力義務化（第28条）
- 重要インフラの運営者に対する当局によるセキュリティ審査の導入（第34・35条）
- 重要インフラの運営者に対する個人情報及び重要データの中国国内保存及び海外持ち出し時の安全評価の実施を義務化（第37条）

# (5) デジタルシルクロード構想

## 第四回世界インターネット大会 (WIC) 2017年12月3日～5日 @鶴鎮

### ● 習近平国家主席 :

- ✓ 「『**サイバー空間運命共同体**』の構築」を提言。
- ✓ **サイバー主権**を強調。サイバー強国、デジタル中国及びスマート社会を建設し、インターネット、ビッグデータ、A Iと実体経済の融合を深め、デジタル及びシェアリング経済を発展させると主張。
- ✓ 中国のデジタル経済の発展は「高速車線に入る」とし、「中国の扉は閉ざされることなく、前に向かってより大きく開かれるのみ。**各国がともに急行電車に乗り込むことを後押しする**」と主張。

### ● “一帯一路”デジタル経済国際協カイニシアティブ (提言) :

**タイ、ラオス、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、トルコ、セルビア**と「**利益共同体”・“運命共同体”の構築**」を共同発起。

### 【ポイント】

- 泰、蒙、セルビアから副首相、馬、ミャンマー、ケニア、リベリアから大臣、ロシアから長官、ラオス及びサウジアラビアから副大臣、アフリカ連合副議長、仏元首相、星、墨、トルコ及びU A Eから幹部が出席。また、**アップル、グーグル**からC E Oが初参加。
- ビルバン仏元首相は「米国が成長の恩恵を独占してきたが、今や中国がイノベーションのリーダーで世界の技術の重心」とし、パリ協定のように国連での国際約束の多国間交渉実施が望ましいとした。
- 閉幕式にて、海外からの登壇者が中国に変化を促す発言をするなど、中国以外の参加国による影響も垣間見えた。

### 【「一帯一路デジタル経済国際協カイニシアティブ」主要骨子】

- ①ブロードバンド質量の向上,
- ②デジタル・トランスフォーメーション促進,
- ③電子商取引協力促進,
- ④インターネットに関する創業支援,
- ⑤中小零細企業の発展促進,
- ⑥デジタル技能の研修強化,
- ⑦IT技術領域の投資促進,
- ⑧都市間のデジタル経済協力の推進,
- ⑨デジタル包摂性の向上,
- ⑩透明性のあるデジタル経済政策の制定の奨励,
- ⑪**国際標準化**の協力推進,
- ⑫自主的発展尊重,
- ⑬平和、安全、開放、合作、**秩序あるインターネット空間**の共同建設の奨励,
- ⑭多層交流メカニズム設立の奨励他

## 4. 日本の対応 - ルールベースの通商戦略の展開 -

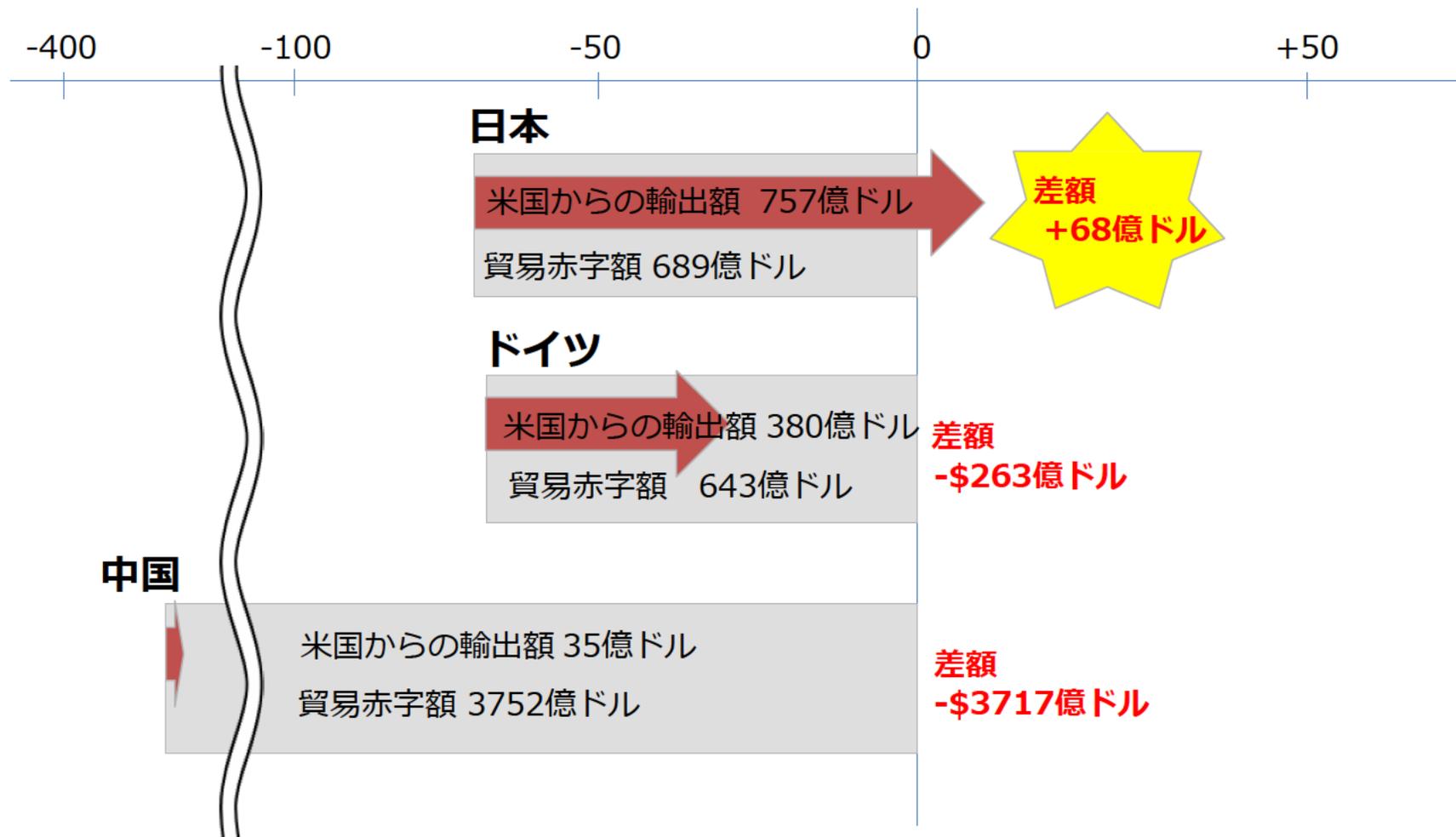
# (1) 日米首脳会談 (4月17日~18日)

## <主な成果 (経済部分) >

- 両首脳は、インド太平洋地域における自由で公正な交易を守ることが必要であることを確認。
  - 米国は二国間ディールに関心。日本はTPPが最善と考えている。
- ⇒ 両首脳は、双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するために、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議 (Talks for Free, Fair and Reciprocal)」を開始し、これを麻生副総理とペンス副大統領の下で行われている日米経済対話に報告させることで一致。



# (1-2) 各国の対米貿易収支の実態

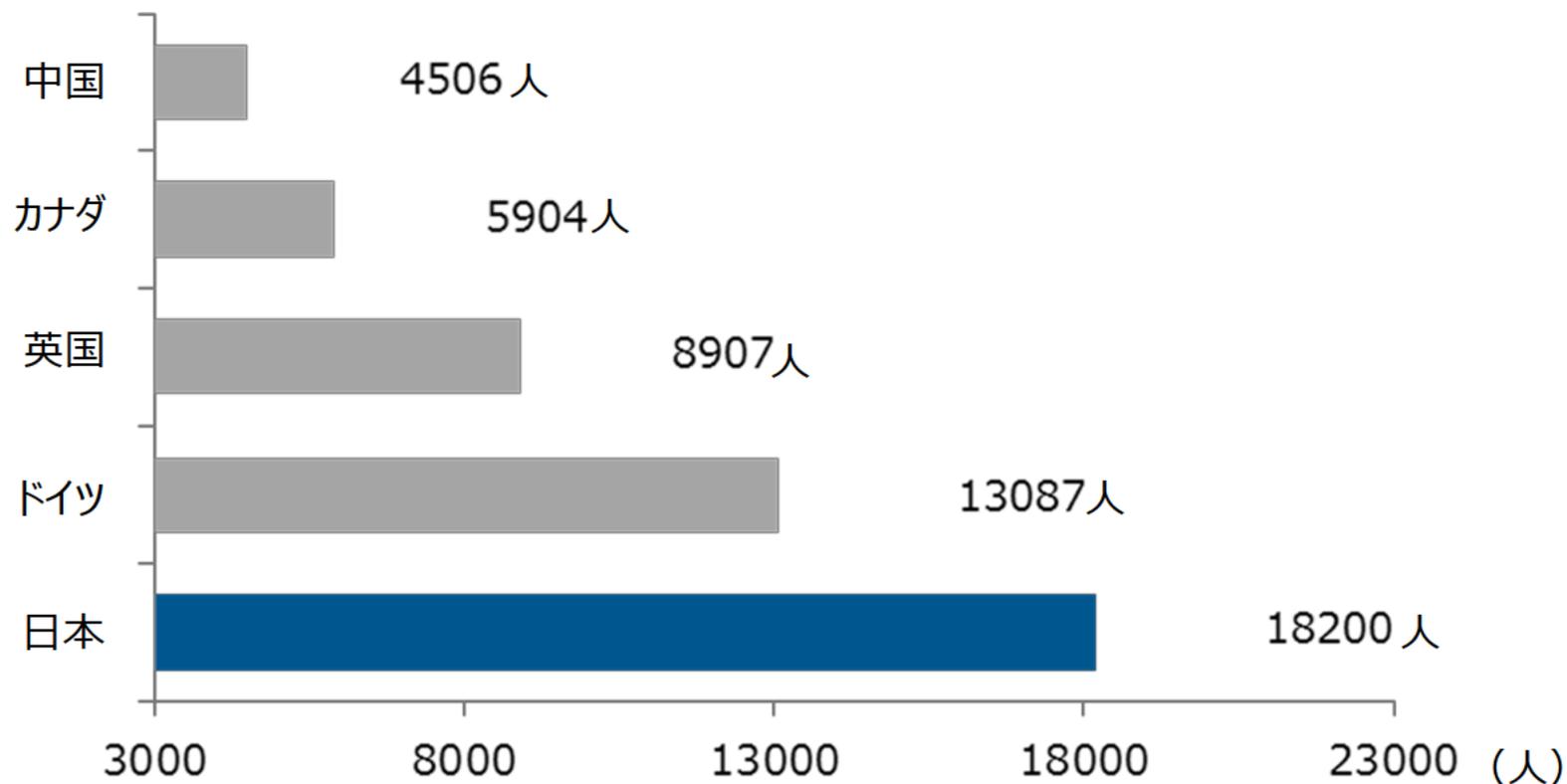


※貿易赤字額は2017年、輸出額は2015年の数字  
出典：商務省

# (1-3) 各国企業からの投資による米国の雇用創出

## 2017年6月※～12月に公表された、各国による投資案件で創出される米国内雇用人数

※2017年6月にトランプ大統領が税制改革案を公表



## (2) 日中首脳会談 (5月9日)

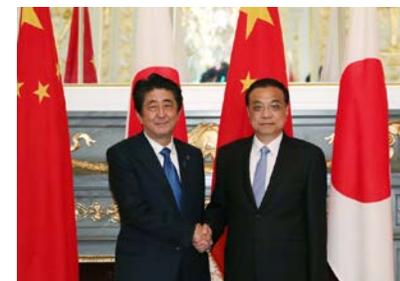
- ◇ 4月に行われた日中ハイレベル経済対話の開催を議論も踏まえ、新たな協力分野を開拓することや、第三国における日中民間経済協力を行うことで一致。
- ◇ 安倍総理の年内訪中、その後の習近平国家主席の訪日と着実にハイレベル往来を積み重ねていくことで一致。

### ■ 日中首脳会談の主な成果<日中経済関係>

- 自由経済貿易体制の維持・推進のための、国際ルールに基づく、自由で開かれた、公正な経済秩序を構築することで一致。RCEPや日中韓FTAの交渉についても連携を強化することを確認した。
- 第三国における協力や地球規模改題へ対応することで一致。両首脳は、第三国における日中民間経済協力について、日中ハイレベル経済対話の下、省庁横断・官民合同で議論する新たな「委員会」を設け、具体的な案件を議論していくこと、また、民間企業間の交流の場として「フォーラム」を安倍総理の訪中の際に開催することで一致。

(参考) 日中平和友好条約締結40周年記念李克強総理来日歓迎レセプションでの安倍総理の発言(抜粋)

アジアの旺盛なインフラ需要に応えるため、今回、省庁横断の官民委員会を設けるとともに、私と李克強総理のリーダーシップの下に官民が一堂に会するフォーラムを設置することで合意いたしました。本日のレセプションを主催いただいた日本経団連を始め、経済界の皆さんにも全面的に御協力いただき、日中民間企業によるインフラ協力をアジアワイドで具体的に進めていきたい。次の私の訪中の際には、是非皆さんにも御同行いただきたいと思います。



# (3) 日米欧三極貿易大臣会合 ～第三国の市場歪曲措置への共同対処～

- 日米欧の三極が、第三国による市場歪曲的な措置に共同対処するため、昨年12月12日、世耕大臣の呼びかけによりMC11（第11回WTO閣僚会議）のマージンで史上初の開催（アルゼンチン・ブエノスアイレス）。
- 本年5月30日、第三回会合を開催（パリ）。前回会合で合意した、第三国による市場歪曲的措置の排除に向けた共同行動に関し、これまでの進捗や今後の方向性について議論し、具体的な共同声明に合意。

## 第三回 共同声明概要

- ◆過度の過剰供給能力、労働者や企業にとって不公平な競争条件、革新的技術の開発と使用、国際貿易の適切な機能の欠損に繋がる、現行規定が効果的ではない分野も含む、非市場志向の政策や慣行に対処するという共通の目的を確認
- ◆市場志向の条件に関する附属共同声明を支持し、この問題についての議論をさらに進め、他の貿易相手国と市場経済の条件を維持するための手段を特定することに合意
- ◆労働者及びビジネスにとって、より競争的な国際貿易投資環境を促進するため、補助金および国有企業に関し、考え得る新たなルールについての議論を深め、加速する必要性に同意
- ◆いかなる国も、例えば、JV規制、外国出資規制、行政審査や許認可プロセス、その他の方法を通じて、外国企業から国内企業への技術移転を要求したり圧力をかけたりしてはならないとの見解を共有することを確認
- ◆他のlike mindedな国々とともに、適切な場合にはWTOの紛争解決手続に委ねることを含め、有害な強制技術移転の政策及び慣行を止めるための効果的な手段を見つけるため、ともに行動することに合意
- ◆特に、政府のWTOの透明性義務の意図的な違反に対応することは、効果的なWTOルールの発展の前提条件であると認識。既存のWTOルールの完全な執行を行うために、WTOにおける協力を継続することに合意
- ◆WTOにおける電子商取引イニシアティブの共同声明における探究的作業の進展を歓迎し、将来のWTO交渉に向けた議論を進めるための強いコミットメントを再確認
- ◆市場歪曲的措置に対処するため、G7、G20、OECDなどの国際フォーラムや、鉄鋼グローバルフォーラムやGAMS等の分野別イニシアティブにおける協力を再確認



【三極貿易大臣会合 出席者】

日本：世耕 経済産業大臣  
EU：マルムストローム 欧州委員  
米国：ライトハイザー 通商代表

## (4) 貿易歪曲的措置に関する日欧連携

- EUとも、貿易歪曲的措置への対応に係る日欧連携の方向性等を議論している。

### 2017年7月11日 世耕経産大臣とカティネン副委員長（雇用・成長・投資・競争担当）のバイ会談

世耕大臣は、カティネン副委員長（雇用・成長・投資・競争担当）との間において、日EU EPAの大枠合意を受けた、規制協力、デジタル協力など今後の日欧協力の在り方や、**貿易歪曲的措置への対応に係る日欧連携の方向性等**について意見交換。今後とも日EU経済関係を更に深化させていくことが重要との認識で一致。



### 2017年11月15日 世耕経産大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との電話会談

日EU・EPAに関し、本年7月6日の大枠合意以降の作業の進捗を確認するとともに、可能な限り早期の交渉妥結を実現すべく引き続き最大限の努力を傾注していくことで一致。

この他、両者は、**12月に閣僚会議も開催されるWTOにおける取組についても意見交換を行い、日EU間で引き続き協力していくことで一致。**

### 2018年5月30日 世耕経産大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との共同声明

両大臣は、**鉄鋼・アルミニウムについて追加的に課されている関税または数量割当は国家安全保障を根拠に正当化されるものではないと考え、これらに対する深刻な懸念を共有した。**

加えて、両大臣は、**仮に、米国の自動車及び同部品に関する調査に基づく措置が課された場合、世界貿易の極めて大きな割合に対して制限的な影響を与えることになるとの認識で一致した。**これは、世界市場に深刻な混乱を招き、WTOルールに基づく多角的貿易体制を崩壊させかねないものである。両大臣は、今後、これらの懸念に関する米国との議論にあたって密接に協力するとともに他国への連携を呼びかけていく意向を確認した。

## (5)「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」について

- 2018年3月8日の署名（チリ）、11か国中6か国の国内手続完了により発効。
- 5月現在、メキシコが批准済。
- コロンビア、そしてタイ、台湾、更には英国など、様々な国・地域がTPPへの参加に関心を示している。

### 新協定の内容

#### (1) 条文の概要

第1条 TPP協定の組込み（incorporation）、第2条 特定の規定の適用の停止（凍結）、第3条 効力発生（6か国の締結完了）、  
第4条 脱退、第5条 加入、第6条 本協定の見直し(review)、第7条 正文（英、仏、西）

#### (2) 新協定により達成されること

- ＜投資＞ 投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止
- ＜貿易円滑化＞ 急送貨物の迅速な税関手続（6時間以内の引取）を明記
- ＜電子商取引＞ 国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止  
ソースコード（ソフトウェアの設計図）移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止
- ＜国有企業＞ 非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止
- ＜知的財産＞ 模倣・偽造品等に対する厳格な規律

#### (3) 見直し条項

TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、TPP11協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う（協定第6条）

## (6)日EU経済連携協定 (EPA)

- 日EU・EPAは、2017年7月6日に大枠合意、**12月8日に交渉妥結**。
- 総人口約6.4億人、世界のGDPの約28%を占める世界で最大規模の経済圏が誕生。
- 今後、本協定の日も早い署名・発効に向けて引き続き努力していく。

### 主な合意内容

#### 1. 関税

①工業製品（経産省所管）に関する関税撤廃率（貿易額ベース）

|       | 日本側   | EU側   |
|-------|-------|-------|
| 即時撤廃率 | 96.2% | 81.7% |
| 関税撤廃率 | 100%  | 100%  |

②EU側個別品目

|       |                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 乗用車   | 8年目撤廃                                                                           |
| 自動車部品 | 即時撤廃率92.1%<br>(TPP(81.3%) / 韓EU(90.2%))                                         |
| その他   | 一般機械（産業用ロボット等）：即時撤廃率86.6%<br>化学工業品（筆記具用カラーインキ等）：88.4%<br>電気機器（リチウムイオン電池等）：91.2% |

#### 2. サービス分野

- － 原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、規則の根拠となる措置や分野を列挙（ネガティブ・リスト方式）

#### 3. 電子商取引

- － 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止、ソースコード開示要求の禁止等を規定  
(データの自由な流通とサーバー設置要求の禁止は、発効後に見直し)

(注) 日EU間では、個人情報相互の円滑な移転を可能とする枠組み整備に向けた対話が別途進展。2017年7月6日、かかる枠組の「来年早期」の実現を目指す政治宣言を発出。

#### 4. 政府調達

- － 鉄道分野を含め、日EU双方向の市場アクセスの改善を実現

#### 5. 投資

- － これまで投資協定が存在していなかった日EU間で、初めての包括的な投資協定(28のEU加盟国をカバー)
- － 内国民待遇や最恵国待遇のほか、投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止を明記(ローカルコンテンツ要求、ライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止等)

## (7) R C E P (東アジア地域包括的経済連携)

- 交渉参加全16か国で、世界の人口5割、貿易額3割、GDP3割を占める広域経済連携。
- 東アジア地域において、自由な経済活動やサプライチェーンの効率的な形成に寄与するようなルール作りを行い、域内では共通のルールで手続きができるユーザーフレンドリーな協定を実現する。

RCEP首脳会合共同声明 (平成29年11月14日 於：マニラ)

- ✓ 市場アクセス、ルール及び協力の三本柱における成果を出すことによって協定の妥結にコミットすることを再認識。
- ✓ 閣僚と交渉官が、RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することを指示。

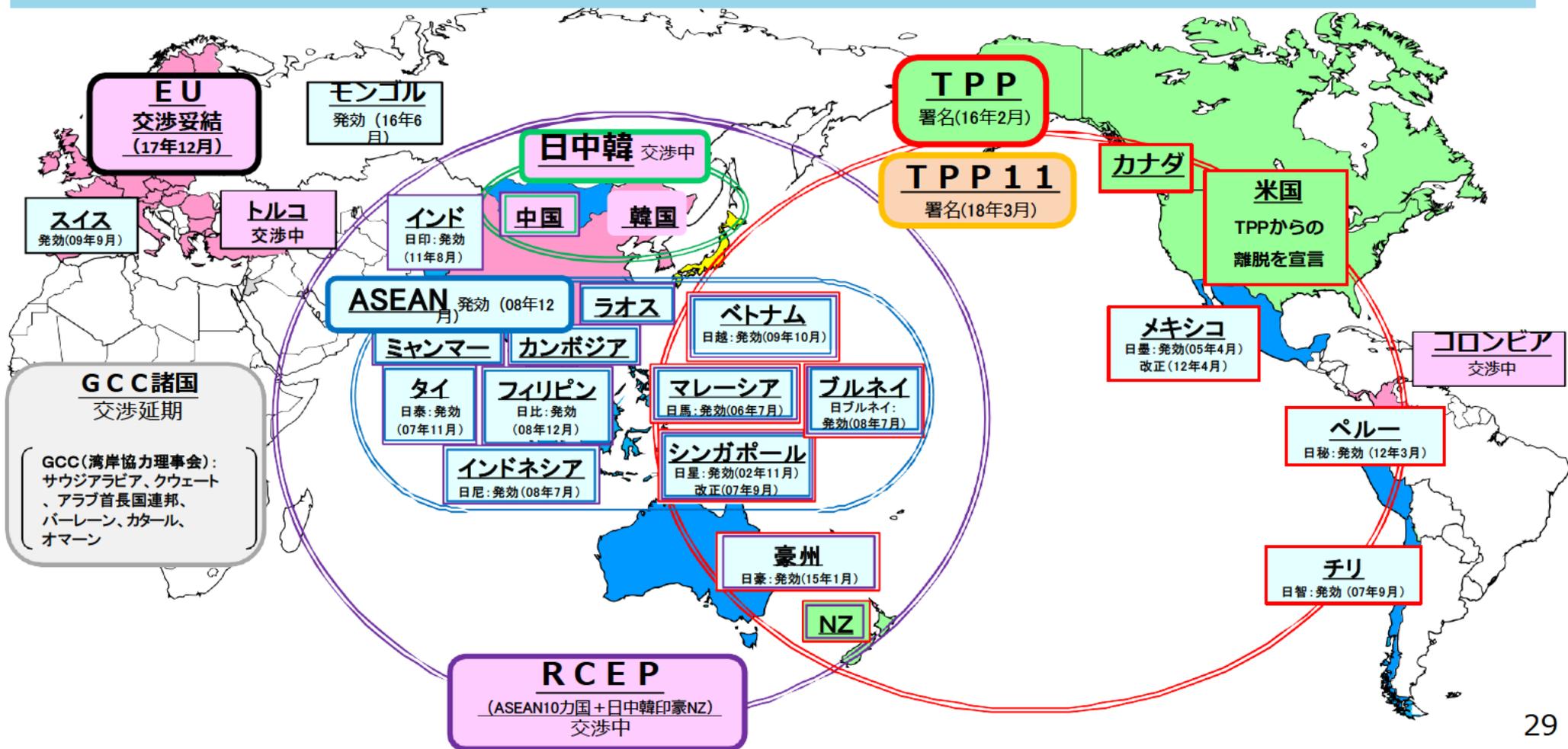


- ✓ ASEANからは年内妥結を目指す発言があり、日本（世耕大臣）からは、市場アクセス、ルール分野及び協力のバランスを取りつつ、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目指すASEANを支持する旨を表明。
- ✓ また、閣僚会合をどう活用するかを含め、11月の首脳会議までの道筋についても議論し、日本からは、単に事務方に議論を委ねるのではなく、閣僚レベルで解決すべき政治課題を絞り込んでいくことの重要性などについて発言。
- ✓ 結論として、各閣僚は、交渉官に対して、交渉を最終ラインに近づける具体的な成果を達成することを確保しつつ、閣僚のガイダンスが必要な論点がある場合には速やかに提起するよう指示した旨が共同メディア声明に盛り込まれた。

→ 次回閣僚会合を7月1日に東京で開催。(ASEAN以外の国でホストする初の閣僚会合。日本が共同議長を務める。)28

# (8) 日本の経済連携協定の推進状況

- 2018年までに貿易のFTAカバー率70%を目指す  
 (『未来投資戦略2017 - Society 5.0の実現に向けた改革 -』(平成29年6月9日閣議決定))
- 2018年1月時点での我が国のFTAカバー率は40.3%  
 (参考: 韓国...68.2%、中国...37.7%、米国...47.2%、EU...32.8%(域内貿易含まず))
- 現在、我が国は20か国との間で17の経済連携協定を署名・発効済。



# (9) WTOにおける電子商取引の将来的なルール整備に向けた取組

- 2017年12月、日・豪・星が電子商取引閣僚会合を主催。71ヶ国・地域の有志国で共同声明を発出。これに基づき、2018年3月から有志国会合を毎月開催。それぞれ共同声明非参加国も含め80以上の加盟国が参加し、法的論点を含め中身のある具体的な議論が行われている。
- これまでに、日、米、EUを含めた12か国から、将来の協定に含めるべき要素等について提案が提出された。今後も月に一度のペースで会合を開催し、各提案内容について意見交換を行う予定。

## 日本提案の要点

### (1) 自由・オープン・公正なデジタル市場環境の構築（保護主義的措置の反対）

- ① インターネットアクセスへの国家による不当な制限の禁止
- ② 国家によるソースコード等企業秘密情報の開示要求の禁止（TPP）
- ③ 電子商取引関連サービスの市場アクセスの改善
- ④ 電子商取引関連法令の通報義務化
- ⑤ 政府保有データの公開促進
- ⑥ 電子決済手段に関する制度整備・多様な決済手段へのアクセスの促進

### (2) データの自由な流通促進

- ① 電子情報の自由な越境流通の確保（TPP）
- ② 個人情報保護制度の相互運用の推進（TPP）
- ③ データローカライゼーション要求の禁止（TPP）

### (3) サイバー空間における過度な国家管理の禁止・デュープロセスの確保

- ① 民間保有情報への国家による恣意的なアクセスの禁止
- ② 国家による企業秘密情報窃盗の禁止
- ③ 国家による特定の規格や暗号の利用強制の禁止（TPP）

## 各国の関わり方

【米国】データの自由な流通やソースコードを含む知財保護等を含む提案を提出。高い水準で商業的に意味のある国際ルール作りを重視。

【EU】貿易円滑化に関する要素を中心とした提案を提出。中国を含むクリティカルマスでのルール作りを重視。

【中国】ペーパーレス貿易等、貿易円滑化や物品の越境電子商取引に関心。提案は未提出。

【オーストラリア】野心水準の高さを維持しつつ、迅速に交渉を開始することを重視。提案は未提出。

【シンガポール】プロセスの透明性、包摂性を重視。貿易円滑化、インフラ、消費者保護を含む提案を提出。

【カナダ】市場アクセスを中心とした提案を提出。

※提案提出国：日、米国、シンガポール、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、ロシア、台湾、NZ、ブラジル、EU、カナダ。

※南ア、インドは有志国会合に出席せず。

# (10) 鉄鋼グローバル・フォーラムについて

- 鉄鋼分野における過剰供給問題はグローバルに解決すべき課題であるとの共通認識の下、2016年9月のG20杭州サミットにおいて、鉄鋼の過剰供給能力に関するグローバル・フォーラムの設置に合意（主要生産国が参加する第1回グローバル・フォーラムを2016年12月16日に開催）。
- 2017年7月のG20ハンブルグサミットにて2017年11月までに報告を求められていた「具体的な政策的解決策を含む報告書」について同年11月30日の第1回GF閣僚会合にて採択。

## 体制

メンバー国（33か国＋地域）

### ステアリング・グループ

（9か国・地域）

米国  
 中国  
 ブラジル  
 日本（2019年G20議長国）  
 EU ★  
 インド★  
 ロシア  
 韓国  
 アルゼンチン【G20議長国】

★は共同議長国  
 ※2019年は日本がG20議長国

|                |                |               |
|----------------|----------------|---------------|
| アルゼンチン         | インドネシア         | 南アフリカ         |
| <u>オーストラリア</u> | <u>イタリア</u>    | <u>スペイン</u>   |
| <u>オーストリア</u>  | <u>ルクセンブルク</u> | <u>スウェーデン</u> |
| <u>ベルギー</u>    | <u>メキシコ</u>    | <u>スイス</u>    |
| <u>カナダ</u>     | <u>オランダ</u>    | <u>トルコ</u>    |
| <u>フィンランド</u>  | <u>ノルウェー</u>   | <u>イギリス</u>   |
| <u>フランス</u>    | <u>ポーランド</u>   | <u>ドイツ</u>    |
| <u>ギリシャ</u>    | サウジアラビア        |               |
| <u>ハンガリー</u>   | <u>スロバキア</u>   |               |

※33か国の粗鋼生産量の合計は全世界の93%に相当。

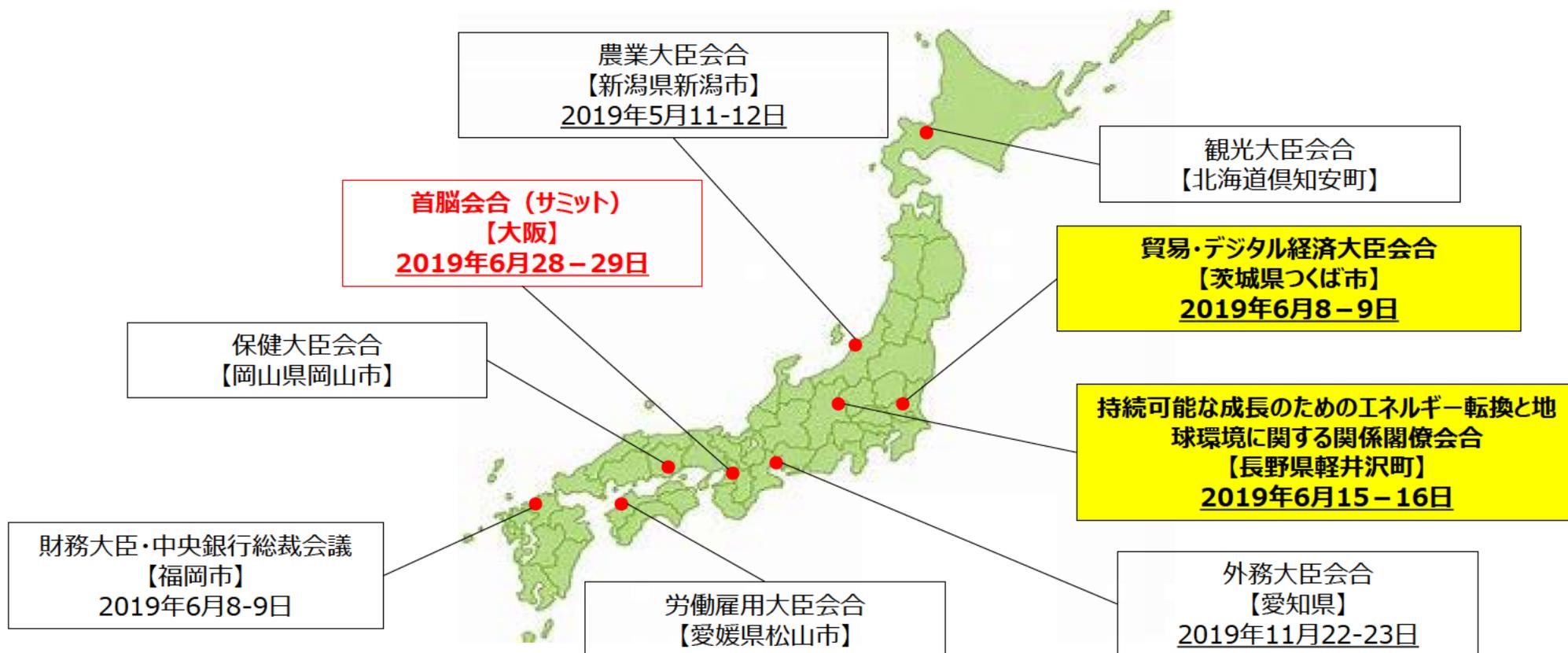
事務局：OECD

赤字：G20国  
 下線：OECD加盟国

- 粗鋼生産能力、政府支援措置などに関する情報共有を進め、市場歪曲的な政府支援措置の除去、各国の取組に係るモニタリングなどを行っていくとともに、長期需要見通しの策定などを行っていく

# (11) 2019年G20日本開催について

- 2019年のG20首脳会議（サミット）を2019年6月28-29日に、大阪で開催することが決定。
- また、8つのG20閣僚会合の開催地も発表。開催日程についても順次決定次第各省から公表。



## (12) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

- 2015年9月に国連で採択された2030年までの開発目標。17の目標・169のターゲットの達成による「誰一人取り残されない」社会の実現を目指す。
- 2016年5月にSDGs推進本部を内閣官房に設置し、我が国としての取組方針や具体的施策について議論。昨年12月に「SDGsアクションプラン2018」を策定。
- 経済産業省としても、SDGsに資する企業経営が投資判断に影響を与える例が生まれている中、企業と投資家の対話を促すガイダンスの活用や、Society5.0実現のためのConnected Industriesの推進、質の高いインフラの普及といった施策を展開。

| SDGs推進本部開催実績      | 議題                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第1回 (2016年5月20日)  | ・ SDGs実施のための我が国の指針策定に向けて                  |                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第2回 (2016年12月22日) | ・ SDGs実施指針の策定                             |                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第3回 (2017年6月9日)   | ・ SDGsの取組状況報告                             |                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第4回 (2017年12月26日) | ・ SDGsアクションプラン2018の策定<br>・ ジャパンSDGsアワード表彰 |                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

### SDGsアクションプラン2018

- 日本の「SDGsモデル」の方向性として、**①SDGsと連動する「Society 5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、③SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワメント**の3本柱を提示。
- 次回第5回SDGs推進本部会合までに、同アクションプランの実施に注力しつつ更なる取組の具体化と拡充を進める。

➡ 日本企業がフロントランナーとしてSDGsを推進するため「SDGs経営推進イニシアティブ」を検討中

# (13) 二国間連携等の強化

## 【ロシア】

### 8項目の「協カプラン」

(1) 健康寿命の伸長、(2) 快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、(3) 中小企業交流・協力の抜本的拡大、(4) エネルギー、(5) ロシアの産業多様化・生産性向上、(6) 極東の産業振興・輸出基地化、(7) 先端技術協力、(8) 人的交流の抜本的拡大。

本年5月、安倍総理がロシアを訪問し、昨年9月の首脳会談以降、新たな民間文書を50件以上署名し、130件超のプロジェクトが生み出された旨説明。両首脳は、着実に具体化していることを歓迎。また、両首脳は、労働生産性向上とデジタル経済の協力に関する新たな共同計画の署名を歓迎。

## 【サウジアラビア】

### 日・サウジ・ビジョン2030

両国は、昨年3月のサルマン国王の訪日時に合意した本ビジョンを新たな戦略的パートナーシップの羅針盤として、一層の協力を加速化。「多様性」、「革新性」、「ソフトな価値」の3本の柱の下、9の協力分野で46の協カプロジェクトを推進中。

本年1月に世耕大臣がサウジアラビアを訪問し、「日・サウジ・ビジョン2030ビジネスフォーラム」に参加するとともに、サルマン国王にも表敬しこの協力関係が重要かつ戦略的なものであるとの認識を共有。

## 【アフリカ】

本年5月、南アフリカで「日・アフリカ官民経済フォーラム」を開催。ラマポーザ大統領をはじめ閣僚級28名を含む42カ国、日本企業約100社、現地企業約400社、第三国企業、国際機関を含む約2000名が参加。世耕大臣より、日本とアフリカの経済がwin-winで持続的に発展するための4つの柱として、(1)インフラ案件促進(民間資金活用の促進)、(2)ビジネス分野の拡大、(3)ビジネス・プレイヤーの拡大、(4)ビジネス環境整備についての取組を表明。

## 【インド】

本年5月に世耕大臣がインドを訪問し、(1)ベンガルールにおける「スタートアップハブ」の構築を含む「日印スタートアップ・イニシアチブ」共同声明、(2)アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力、(3)日本工業団地のプロGRESSレポート、(4)「第9回日印エネルギー対話」共同声明、に合意・発表。日印関係を更なる高みへと引き上げるべく取組を推進中。

## 【イスラエル】

### 第1回日・イスラエル経済イノベーション政策対話

2017年11月、コーヘン経済産業大臣が訪日し、「第1回日・イスラエル経済イノベーション政策対話」及び「日・イスラエルイノベーションネットワーク(JIIN)総会」を開催。官民連携によるサイバーセキュリティ、産業R&D、BtoB連携における加速化について議論。事務レベルのJIIN会合を定期的に行う。

### 日・イスラエル・ビジネスフォーラム

同時に、「日・イスラエル・ビジネスフォーラム」を開催。日・イスラエルビジネスに関心を持つ企業等から300名超が参加。

# (14) 今後の主要通商スケジュール

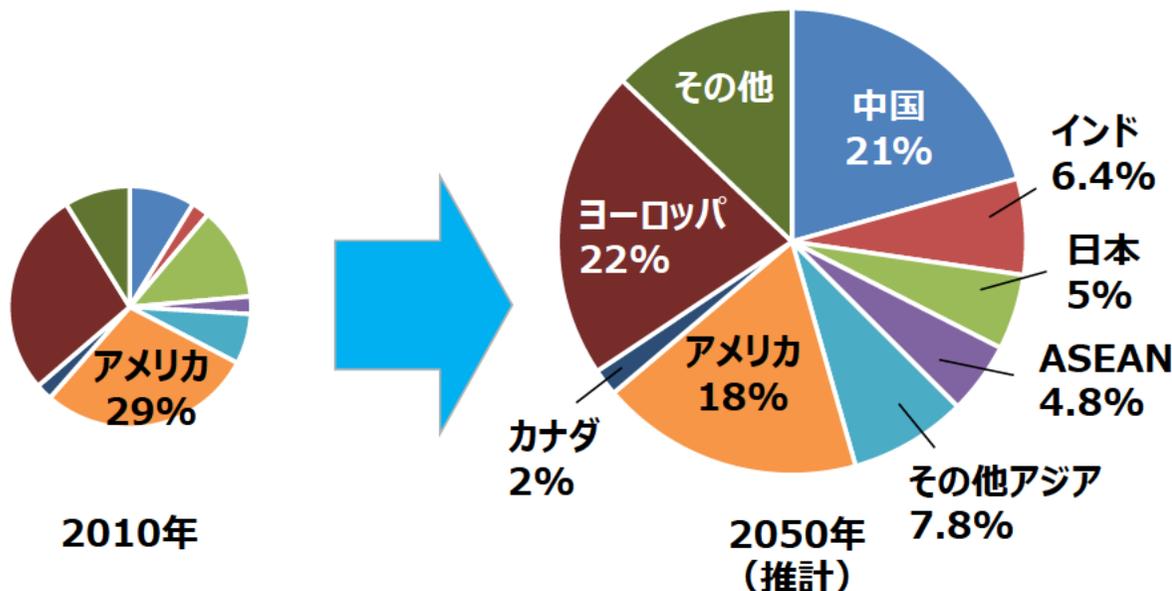
|       | 2018年                                                                          | 2019年                                                                     | 2020年                   |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| TPP   | 署名 (3/8)                                                                       | 発効                                                                        |                         |
| 日EU   |                                                                                | 発効                                                                        |                         |
| RCEP  |                                                                                |                                                                           |                         |
| G7    | G7サミット (6/8~9)<br>議長国：カナダ                                                      | 議長国：フランス                                                                  | 議長国：米国                  |
| G20   | G20サミット (11/30~12/1)<br>議長国：アルゼンチン                                             | G20サミット (6/28~29)<br>議長国：日本                                               | 議長国：サウジアラビア             |
| WTO   |                                                                                | 第12回WTO閣僚会議 (時期・場所未定)                                                     |                         |
| 米国    | ◆ NAFTA交渉期限 (3/31) ◆ 米国中間選挙 (11/6)                                             |                                                                           | 米国大統領 (11/3) ◆          |
|       | ◆ 貿易促進権限 (TPA) 法期限 (7/1)                                                       |                                                                           |                         |
| APEC  | 首脳会合 (11/18)<br>議長国：バブアニューギニア                                                  | 議長国：チリ                                                                    | 議長国：マレーシア               |
| ASEAN | 関連首脳会議 (11/11~15)<br>議長国：シンガポール                                                | 議長国：タイ                                                                    | 議長国：ベトナム                |
| 中国    | ◆ 全国人民代表大会第1回会議 (3/5~20)<br>◆ 三中全会(経済政策方針決定) (2/6~28)<br>◆ 日中平和友好条約40周年 (8/12) | ※党四中全会 (党建設方針決定) (時期未定)                                                   | ※党五中全会 (五力年計画建議) (時期未定) |
| その他   | ◆ 日アフリカ官民経済フォーラム (5/3~4)<br>◆ 露大統領選 (3/20)<br>◆ サントペテルブルグ国際経済フォーラム (5/25~27)   | ◆ 英国EU離脱 (3/30) ◆ ラグビーW杯 (9/20~11/2)<br>◆ 欧州議会選挙 (5/6)<br>※TICAD 7 (時期未定) | ◆ 東京オリンピック (7/24~8/9)   |

## 5. インフラ輸出・国際協力

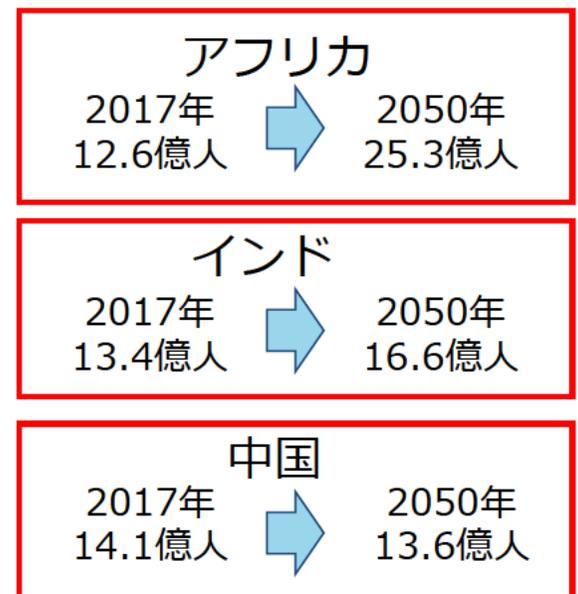
# (1) 新興国等の経済成長と新たな市場の獲得

- 2050年には新興国のGDPのシェアが高まることが予想される。
- 2017年と2050年の人口見通しを比べると、中国は約14億人で横ばいに対し、インドは約13億人から約17億人、アフリカは約13億人から約25億人と大幅な増加が見込まれる。
- インドやアフリカ等の新興国のこうした新たな市場を獲得することが日本の経済成長にとって極めて重要。

【2010年と2050年のGDP比較】



【アフリカの人口見通し】

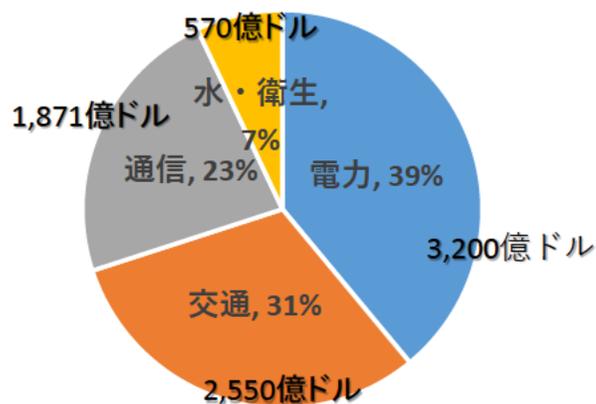


(出典) HSBC「The World in 2050」より経済産業省作成  
備考：HSBC試算の2050年の上位100ヶ国のみでの比較。ASEANにはラオス、カンボジア、ミャンマー含まず。

## (2) インフラ市場における競争の激化

- アジアなど新興国を中心とする海外インフラ需要は今後も膨大な需要が見込まれているが、欧米企業に加えコスト競争力のある中国・韓国企業等との競争が激化。
- 発注側（現地国）においては、「質の高いインフラ」の重要性への理解が浸透しつつあるものの、債務抑制の観点からコストも重視。
- こうした状況を踏まえ、分野別の「海外展開戦略」を策定し、重視分野と方向性を明示。

### 新興国のインフラ需要予測 (2014~2020)



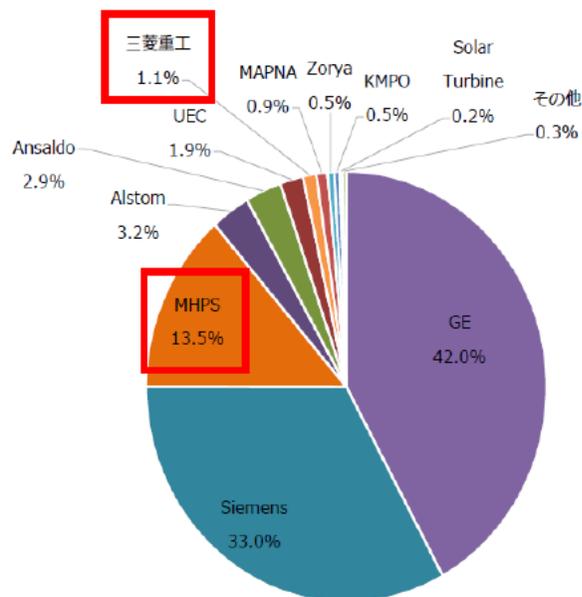
年平均1,170億ドル

【WORLD BANK GROUP, 「Infrastructure Investment Demands in Emerging Markets and Developing Economies」】

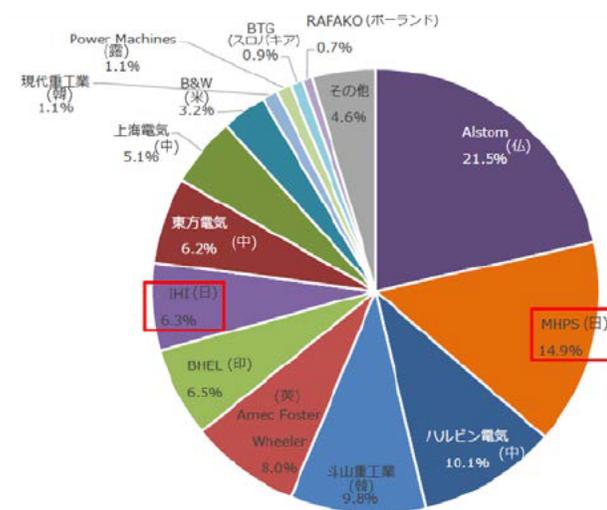
### 電力分野の例

- 競合分析（メーカーシェアの現状）（ガスタービン（左）、ボイラー（右））

メーカーシェア（2011~2015年、MWベース、世界市場全て）



メーカーシェア（2011~2015年、MWベース、中国市場除く）

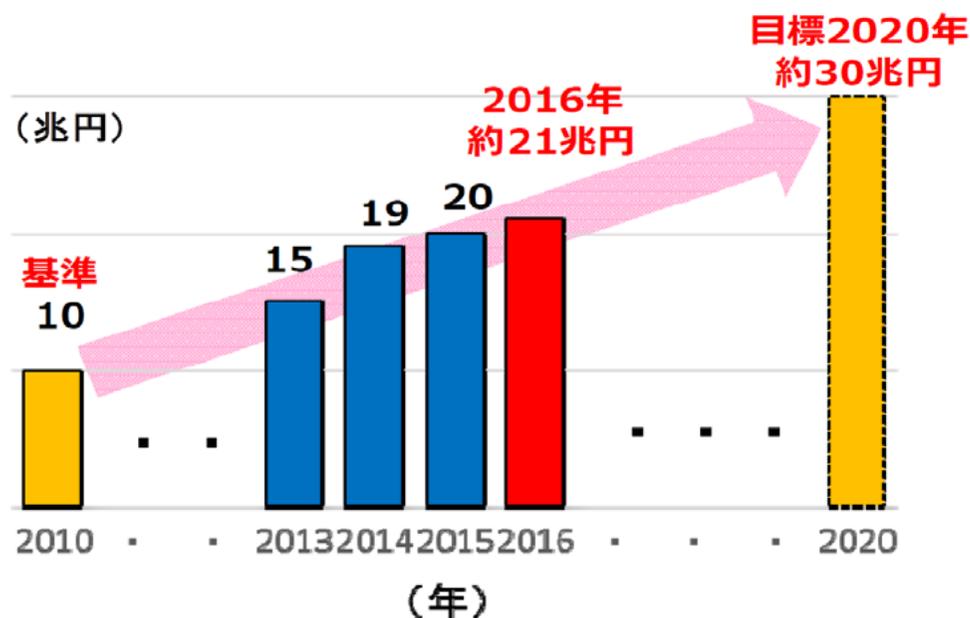


出所：McCoy Power Reportより三菱総合研究所が作成

### (3) インフラシステムの受注目標と実績

- 「インフラシステム輸出戦略」（経協インフラ戦略会議決定）が掲げる「**2020年に約30兆円（2010年約10兆円）**」の受注目標は、成長戦略のKPIとしても位置づけ。
- 2016年の統計等に基づくインフラ受注実績は**約21兆円**。

#### インフラシステム輸出戦略上の目標値と現状



#### (参考) 主な分野別内訳

| 分野            |       | 2010 | 2015 | 2016 |
|---------------|-------|------|------|------|
| エネルギー         |       | 3.8  | 4.4  | 4.7  |
| 交通            |       | 0.5  | 1.3  | 1.3  |
| 情報通信          | 通信事業  | 1.0  | 6.0  | 6.1  |
|               | 通信機器等 | 3.0  | 3.1  | 2.9  |
| 基盤整備 (工業団地等)  |       | 1.0  | 1.7  | 2.2  |
| 生活環境 (リサイクル等) |       | 0.3  | 0.5  | 0.5  |
| 新分野           |       | 0.7  | 2.8  | 3.5  |

(注) 各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。  
「事業投資による収入額等」も含む。

(概数、兆円)

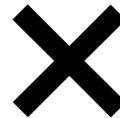
【出典】第37回経協インフラ戦略会議資料

## (4) 持続的に競争力を有するインフラ産業の育成

- これまで、「質の高いインフラパートナーシップ」等により、**経協ツールの強化・拡充**を行ってきた。
- 我が国が**インフラ輸出を持続的に拡大**していくためには、引き続きトップセールス等により個別の案件を着実に受注していくと共に、“**将来にわたって競争力を維持することができるインフラ産業の育成**”が必要。
- そのためには、電力、鉄道、情報通信等の**セクター毎に戦略を策定**し、**戦略を実現するための政策ツールの一層の有効活用**が必要。

これまで  
経協ツールの強化・拡充を実施  
(「質の高いインフラパートナーシップ」等)

引き続き  
トップセールスを実施  
個別の案件を着実に受注



持続的競争力を有する  
インフラ産業の育成が必要

- 中長期的視点から戦略を策定
- それら戦略を実現するために、政策ツールを有効活用

# (5-1) 海外展開戦略 (電力) (第33回経協インフラ戦略会議(2017/10/31)にて報告)

- 世界の電力需要は増加、国内の電力需要は2030年度時点では2013年度とほぼ同レベルの見通し
- アジアなど新興国を中心とする海外インフラ需要を取り込むべく、日本企業は海外展開を図るも、欧米企業に加えコスト競争力のある中国・韓国企業等との競争が激化
- 発注側 (現地国) においては、「質の高いインフラ」の重要性への理解が浸透しつつあるものの、債務抑制の観点からコストも重視
  - 「質の高いインフラ」を大前提としつつ、発注側のニーズを踏まえた**価格・品質で提供**することが重要。
  - **高い技術力・コスト競争力と共に、「マネジメント力・ノウハウの活用」、「新たなビジネスモデル (一気通貫サービス等) による差別化」が重要**

「質の高いインフラ」を実現する**マネジメント力・ノウハウ**を発揮



※日本のユーティリティ企業・商社・メーカー等が持つノウハウ・マネジメント力・技術力

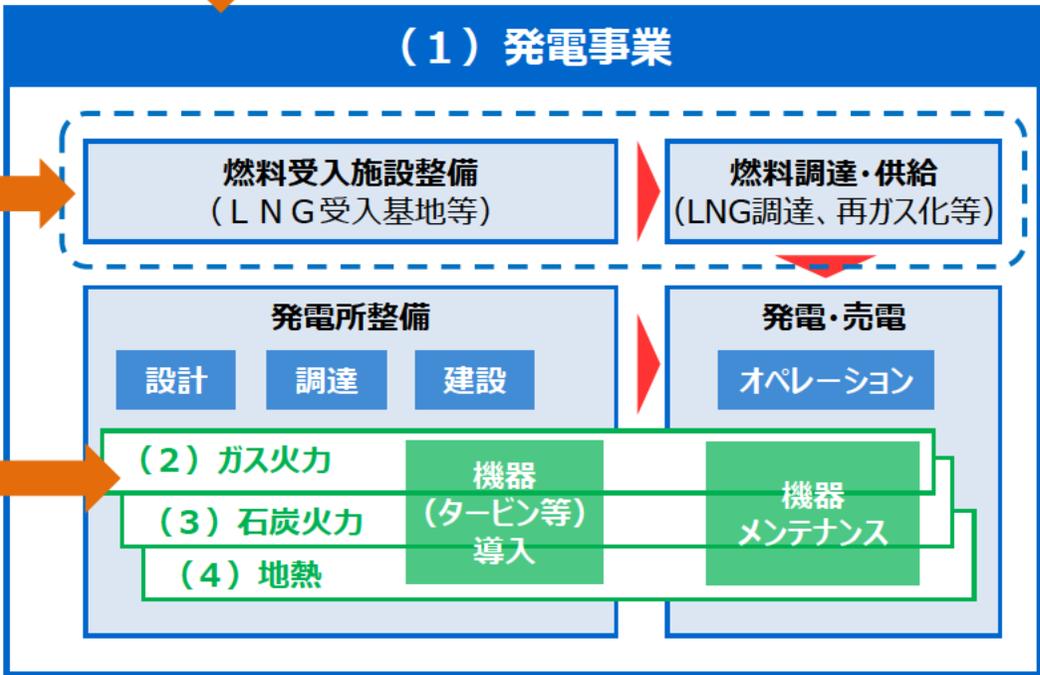


**新たなビジネスモデル (一気通貫サービス等) による差別化 (LNG基地と発電所の一体開発 (Gas to Power等) )**

※燃料受入施設・パイプライン・発電所の一体的な整備・運営は、開発規模が大きく、燃料調達を含む場合も多く、プロジェクトマネジメント (リスク管理・ファイナンス含む) の難易度が高い。

**高い技術力を維持しつつ、コスト競争力を強化**

※10年後も勝ち続けることを目指す分野 (市場動向、競合状況、日本の強みなどを踏まえると、ガス火力・石炭火力・地熱が特に重要)



## (5-2) 海外展開戦略（電力） 具体的な戦略

- 以下の取組を官民協力の下に推進
- これまでに制度改善を図ってきた各種経協ツール（NEXI, JBIC, JICAによるファイナンス支援等）を迅速かつ効果的に活用すると共に、トップセールスの推進や要人招聘及び現地/海外企業との連携等を支援

### (1) 発電事業の海外進出

- **ノウハウや実績**のある日本のユーティリティ企業・商社等が、**国内/現地/海外企業と戦略的に連携**するなどグローバル化を推進し、新たなビジネスモデル（高い品質の**一気通貫サービスの提供等（Gas to Power等）**）を強みに案件獲得を加速し、更なるノウハウ蓄積やコスト削減を達成
- 日本のユーティリティ企業等が持つ**ノウハウ（運転、環境対策、人材育成等）**を、技術・マネジメント・コスト等の面で競争力ある形で発揮（IoT活用・ビッグデータ分析に基づく高度なO&M等）し、事業拡大
- 太陽光・風力等、電力需要の伸びが最も大きい再エネ分野においても、企業連携等を活かして競争力を強化

### (2) ガス火力（主要機器の輸出）

- コスト競争力を、多方面（イニシャル・メンテナンスコスト/発電コストの削減）から強化し、シェアを拡大
- **Gas to Power等のパッケージ輸出**においても、日本製機器の高い発電効率等の強みを活かす

### (3) 石炭火力（同上）

- **先進的な技術（IGCC等）**について、他国に先んじて海外案件を獲得し、量産効果によるコスト削減を目指す
- **高効率分野（USC）及び環境装置分野**では、ニーズに応じた最適価格によるシステムを提供することで競争力を強化

### (4) 地熱（同上）

- 地熱資源国に対して、人材育成・適地調査など多面的に支援し、シェアをさらに拡大

### (5) 送配電事業の海外進出

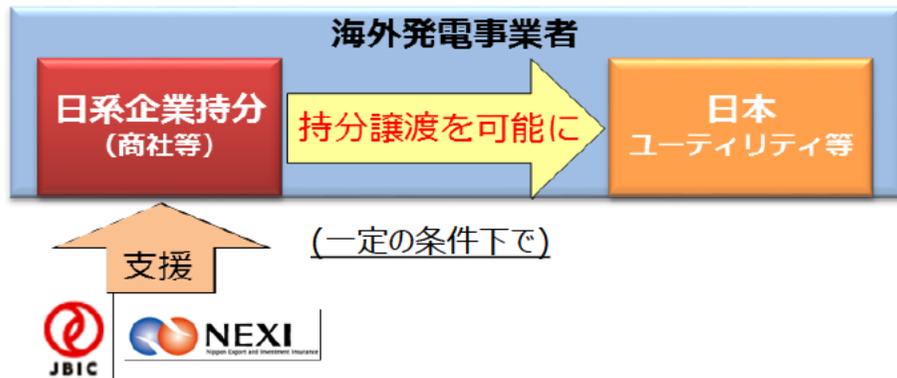
- 外資開放・民営化などの動向や現地ニーズを的確に把握しつつ、**ユーティリティー企業・メーカー間の協業等**を通じた新たなサービス展開（オペレーション&メンテナンスとセンサー技術等のパッケージ提案等）により、案件獲得を加速化

# (6) 支援ツールの強化 ～一気通貫のインフラ事業等への支援～

- 上流から下流までの包括的な事業運営（一気通貫サービス）のニーズが高まっており、ユーティリティ企業などの多様な主体の国際展開を促進することが重要。
- 上記実現に向け、政策金融の更なる活用を図るため、制度改善を実施することが必要。
- 第37回経協インフラ戦略会議（2018年6月7日）で決定した戦略において、公的金融による支援の強化と円借款の制度改善の検討を盛り込んでいる。

## 公的金融による支援の強化

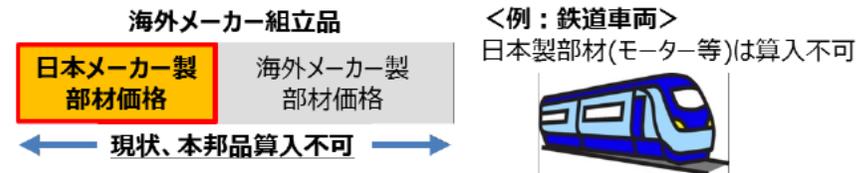
- 海外電力事業への日本のユーティリティ企業等の参入を促進するため、JBIC・NEXIのファイナンス先に 出資している日本企業の出資持分譲渡について一定の条件の下で容認することを明確化。



- アジアのLNG需要の高まり、日本企業のプレゼンスの観点等を踏まえ、エネルギー安全保障強化に資する、日本企業がLNGの供給に関与することとなる案件に、「資源エネルギー総合保険」・「資源金融」を適用。

## 円借款の制度改善の検討

- 海外企業が取り纏めで、日本企業が部材を供給する案件 形成を促進するため、本邦技術活用要件（STEP）における「原産地ルール」の範囲の見直しを検討。



- 日本企業のコスト競争力強化と海外展開促進のため、STEPにおける「主契約者条件」の範囲の見直し。

※具体的な制度については今後検討

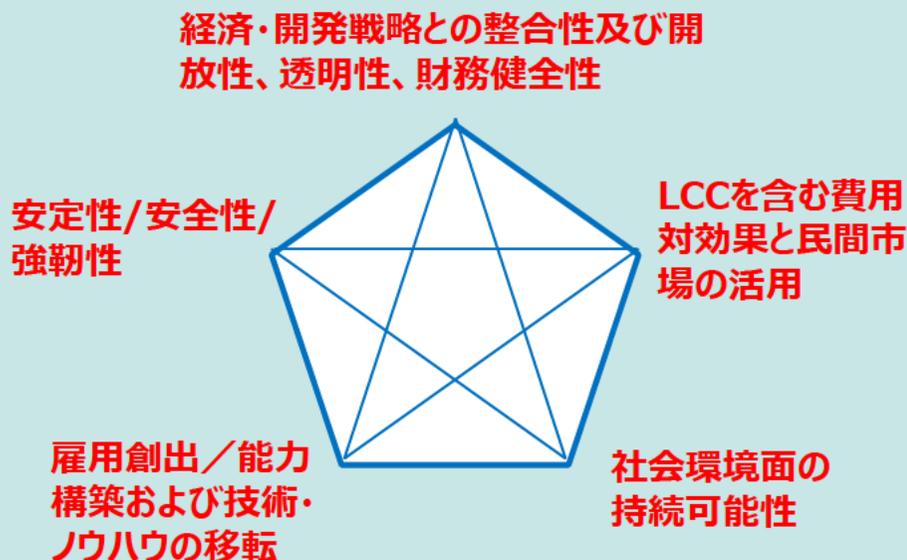


- 質の高いインフラを推進するため、円借款事業において技術力が適正に評価される総合評価方式の導入を検討。

# (7) APECにおける質高インフラルール及び能力構築支援の強化

- 2017年、日本（経産省）が提案し、米・越・PNGが共同提案者に加わり、「APECインフラ開発・投資の開発に関するガイドブック」を改訂することに合意。現在、従前の3要素を5要素に再編し、各エコノミーに提案中。2018年11月のAPEC閣僚会合にて完成発表予定。
- 2015年にAPECで合意され、日本が実施しているインフラ調達に関するピアレビュー・能力構築支援を米国とも協力して加速するべく協議中。

## APECガイドブック強化後の5要素



従来の3要素:「ライフサイクルコスト(LCC)」「環境等への影響」、「安全性の確保」

## APEC能力構築支援日米協力

- 日本が実施するAPECピアレビュー・能力構築支援



研修を始めとする各種能力構築支援での連携  
(e.g. フィリピン、ベトナム)

- 米国が実施するグローバル調達イニシアティブ



APEC各国のインフラ調達を強化・改善

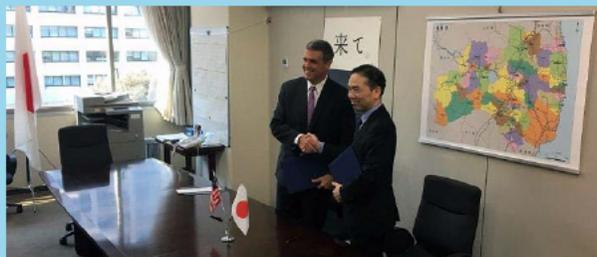
## (8-1) 日米インフラ協力の推進

- 日米首脳会談 (2017/11/6) において、両首脳が以下の協力を進めていくことについて一致。
  - ① 日米経済対話の枠組みの中で、「**日米戦略エネルギーパートナーシップ**」を進めていくこと
  - ② **第三国のインフラ整備を共同で進めるため、関連機関が連携**していくこと

### エネルギー協力

- **日米戦略エネルギーパートナーシップ (2017/11/6)**
  - 高効率低排出石炭技術の展開
  - 天然ガスグローバル市場の展開
  - 開発途上地域の**エネルギーインフラ**の開発 等

- **経済産業省 – 米USTDA (貿易開発庁) のMOC締結 (2017/11/6)**



左から、USTDAハーディ代表代行、資源エネルギー庁日下部長官

### 第三国インフラ整備のための連携

- **NEXI・JBIC – 米OPIC (海外民間投資公社) のMOU締結 (2017/11/7)**

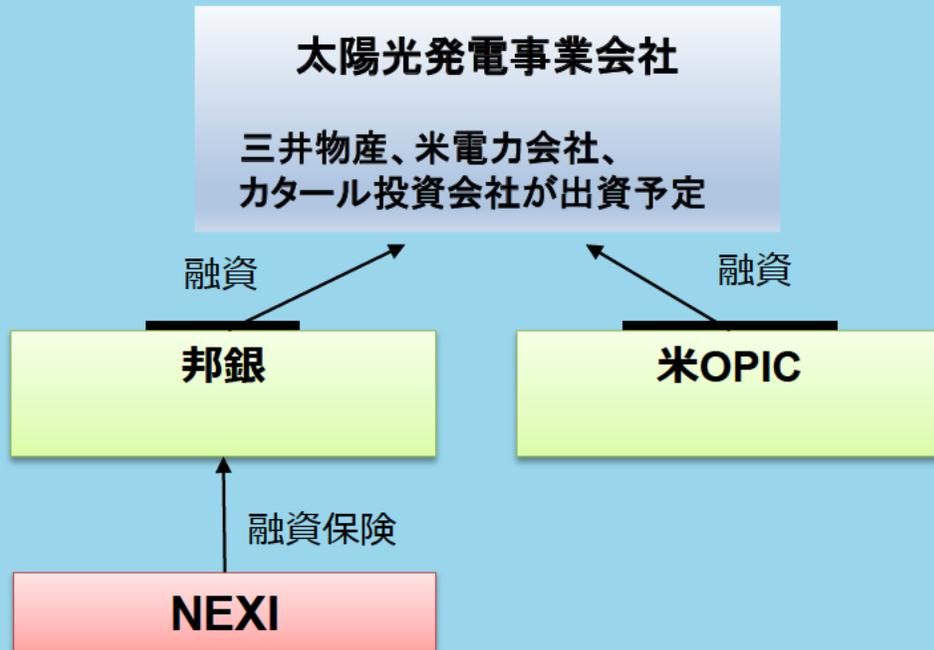


左から、西銘経済産業副大臣、JBIC前田副総裁、NEXI板東社長、OPICウォッシュバーン総裁、ハガティ駐日米国大使

## (8-2) 日米インフラ協力の例

### ヨルダン太陽光発電

- NEXI-OPICのMOU締結後の第一号協力案件（2018年1月22日発表）
- 日米双方のファイナンス支援を得て、日米企業が共同で太陽光発電事業会社を立ち上げ



## 第二回日米第三国インフラ協力 ラウンドテーブル

日時：2018年4月23日

場所：ワシントンDC・国務省内

参加者：(日)経産省、外務省、総務省、  
国交省、NEXI、JBIC、民間企業等  
(米)国務省、商務省、USAID、  
USTDA、EXIM、OPIC、民間企業等

- 200名以上が参加し、商業面での協力、協調融資、政策支援及び能力構築等の日米協力のあり方を議論。



## (9) 日印インフラ協力

日印共同声明-自由で開かれ、繁栄したインド太平洋に向けて (2017年9月14日)

### より連結された世界に向けた協力

- ◆ 両首脳は、インド国内及びアフリカを含むインド太平洋地域のその他の国との連結性強化のため協働するという力強いコミットメントを表明した。両首脳は、具体的な進展の達成を目的とした両国の連結性対話の深化を歓迎し、このような取組を更に加速させることを決定した
- ◆ 両首脳は、アフリカを含むインド太平洋地域の様々なステークホルダーに利益をもたらすアジア及びアフリカの成長のための産業回廊及び産業ネットワークの発展を求める努力を歓迎した。両首脳は、アフリカに関する日印政策協議並びにアフリカ開発会議 (T I C A D) 及びインド・アフリカ・フォーラム・サミット (I A F S) のプロセスを通じて特定された優先施策に沿って、アフリカにおける協力と協働を更に進展させる希望を共有した。

「日印産業・エネルギー・セミナー」における世耕大臣スピーチ (2018年5月1日)

### アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力

- ◆ 日本の高い技術力とインドの豊富かつ優秀な人材とネットワークを活かしたビジネス協力を推進することにより、日印関係の更なる強化とともに、アジア・アフリカ地域の発展に貢献できると信じる。このため、日本国世耕経済産業大臣は、インド・プラブー商工大臣との間で次の潜在的な分野で候補プロジェクトを特定することに合意した。
- ◆ 第一に、アフリカでのエネルギー分野等の第三国ビジネス展開を、事業実施可能性調査等を活用して共同で推進すること、
- ◆ 第二に、インドの生産施設及び人材を活用してインドからアフリカに繋がるサプライチェーン及び生産ネットワークを拡張すること、
- ◆ 第三に、両国の技術を活用したビジネスを推進すること、の3つの分野での協力を深めていく。
- ◆ 今後はこれらの潜在的なプロジェクト開発のために協力し、また、協力範囲の拡大につながる新たな分野や候補プロジェクトを特定し、さらに、官民の関係者による交流の場の創設について議論する意図を共有した。

# (10) 日中首脳会談 結果 (第三国協力関係)

日中首脳会談後共同記者会見 (2018年5月9日、安倍総理・李克強総理)

第三国における日中民間経済協力に関する覚書 (2018年5月9日)

(安倍総理)

今回、日中ハイレベル経済対話の下、省庁横断的な官民委員会を新たに設けるとともに、第三国において日中民間企業によるインフラ協力を具体的に進めていくため官民が一堂に集う新たなフォーラムを私と李克強総理のリーダーシップの下、設立することで合意しました。

来るべき私の訪中の際に、第1回のフォーラムを開催し、具体的な日中協力プロジェクトをどんどん展開することでアジア各国の期待に応えていく考えであります。

(日本側:外務大臣、経済産業大臣)

(中国側:国家発展改革委員会主任、商務部長)

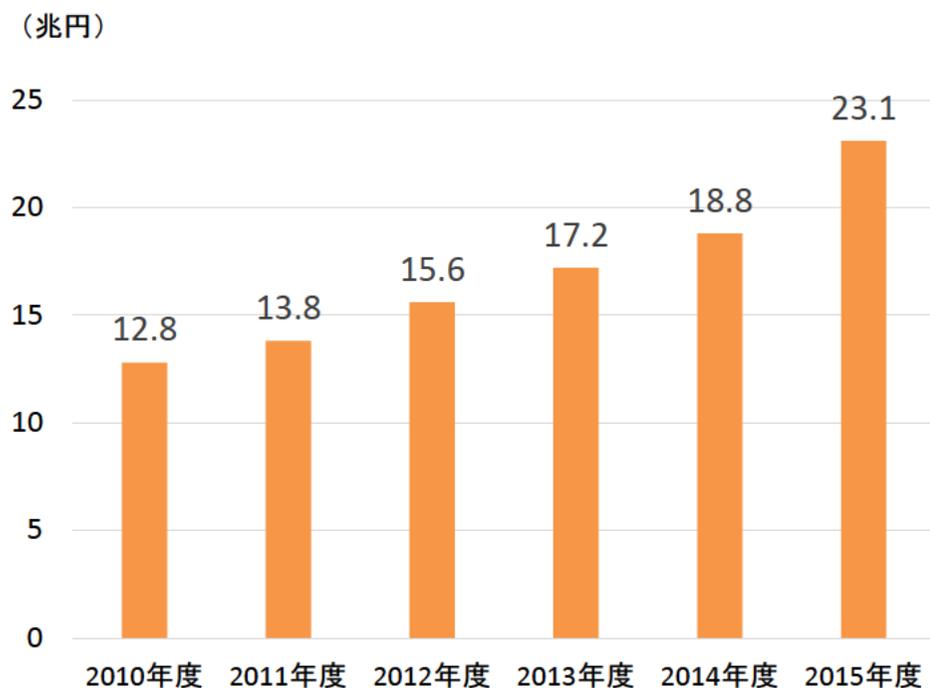
1. 双方は、日中経済関係は相互補完性が強く、両国の企業はそれぞれの強みを有しており、民間企業間のビジネスを促進し、第三国でも日中のビジネスを展開していくことが、両国の経済分野での協力の拡大、更には対象国の発展にとっても有益であるとの認識で一致した。
2. 双方は、第三国における日中の民間経済協力について、日中ハイレベル経済対話の枠組みの下に、「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」を設け、省庁横断で民間部門も交えながら議論していくことで一致した。
3. 双方は、第三国における民間経済協力案件を念頭に、日中の民間企業間の交流を一層推進するため、幅広い企業の経営者や関係閣僚等の出席する「日中第三国市場協力フォーラム」を設立・運営することで一致した。
4. 双方は、これらの枠組みの下で、両国企業による第三国協力の可能性がある市場及び産業分野について逐次検討し、協力可能な具体的プロジェクトの組成に向けて議論していくことで一致した。

## **6. 中堅・中小企業の海外展開、農水産品輸出**

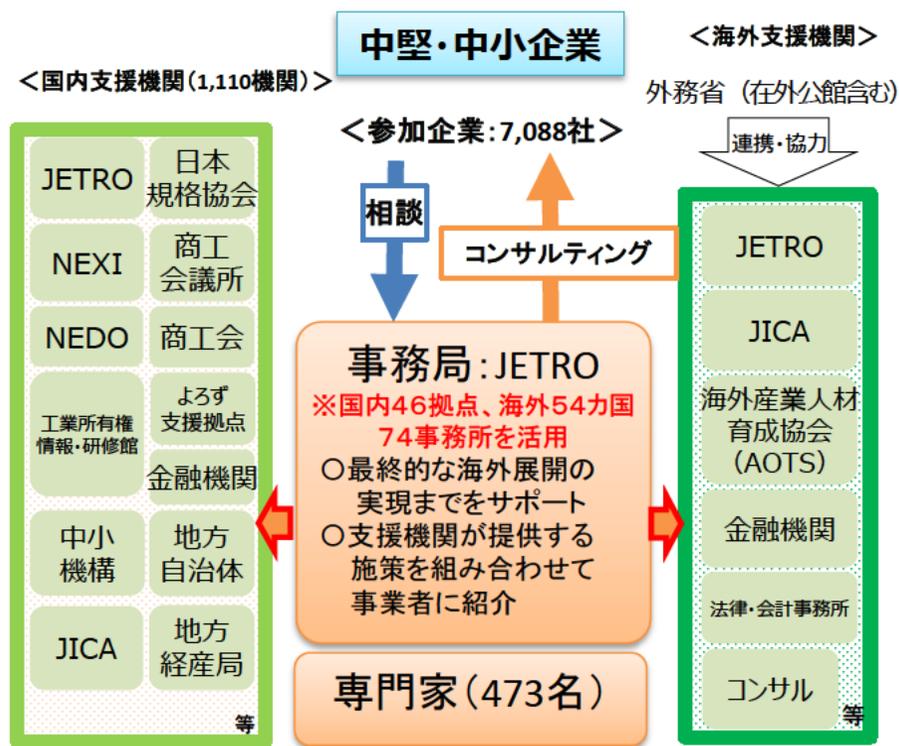
# (1-1) 中堅・中小企業の海外展開支援

- 中堅・中小企業の海外展開を支援するため、JETROを事務局として、中小機構、金融機関などの支援機関を幅広く結集した「新輸出大国コンソーシアム」を2016年2月に設立。  
(これまで参加企業7,000社を超える企業に専門家を割り当て、支援を実施)
- 今後、TPP11、日EU・EPAを海外展開に挑戦する絶好のチャンスとして活かすため、支援対象、支援ツール、推進体制の3つの観点から支援を強化していくことが必要。

## 中堅・中小企業の「輸出額」+「現地法人売上高」



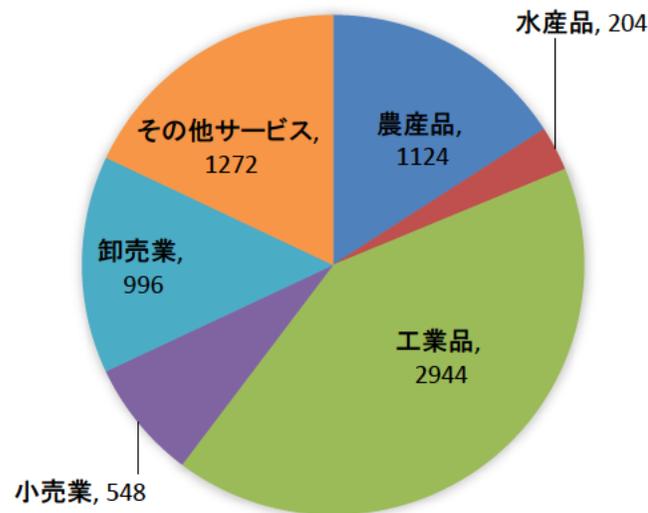
## 新輸出大国コンソーシアムの体制



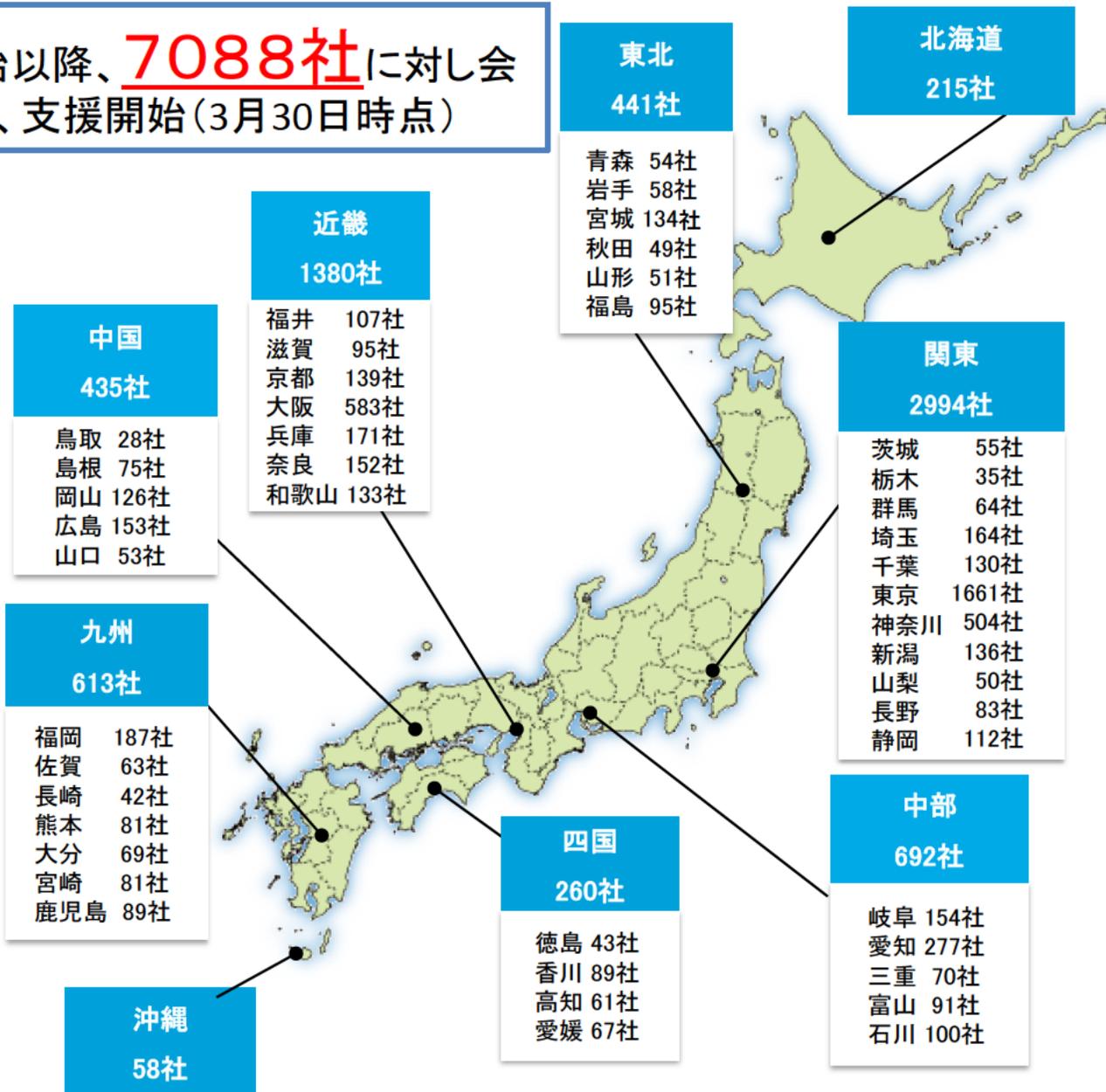
# (1-2) 新輸出大国ソシアムの支援状況

2016年3月14日の支援受付開始以降、**7088社**に対し会員証を発行し専門家を割り当て、支援開始(3月30日時点)

## 支援対象企業の業種



農産品: 1124社(15.9%)  
 水産品: 204社(2.9%)  
 工業品: 2944社(41.5%)  
 小売業: 548社(7.7%)  
 卸売業: 996社(14.1%)  
 その他サービス: 1272社(17.9%)



## (1-3) 新輸出大国コンソーシアムによる支援強化の方向性

- 2018年4月19日に「第4回新輸出大国コンソーシアム会議」を開催。
- 同会議において、中堅・中小企業がTPP11、日EU・EPAを海外展開に挑戦する絶好のチャンスとして活かすため、**支援対象、支援ツール、推進体制**の3つの観点から支援を強化することを決定。

### 1. 支援対象 (重点支援対象企業の拡大)

- ✓ 海外展開のポテンシャルと意欲がある**地域未来牽引企業**への**「プッシュ型」**の重点支援
- ※ 中小企業に対するきめ細かい支援も継続

### 2. 支援ツール (重点課題への支援強化)

- ① 販路開拓：国内から海外まで**一気通貫の伴走コンサルティングサポートの強化、越境ECプラットフォーム企業とのマッチング**
- ② 人材：高度外国人材・外国人留学生と企業を繋ぐ**プラットフォームの構築**
- ③ 金融：政策金融による**リスクテイク支援・重点的な広報**

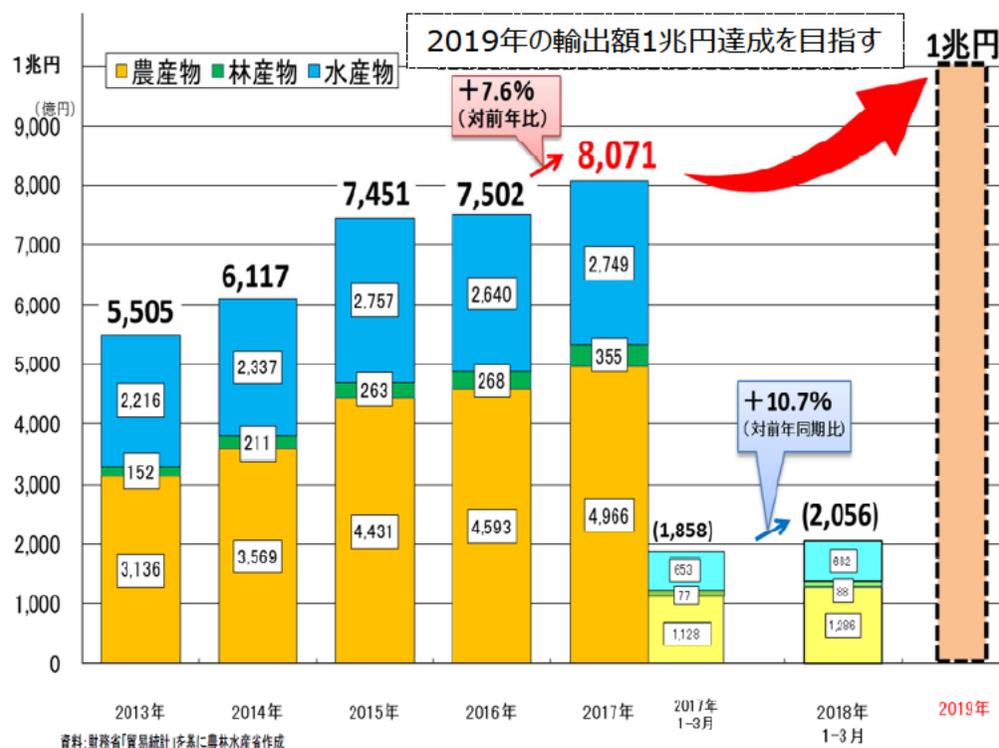
### 3. 推進体制 (地域レベルの推進体制強化)

- ✓ 各地域ブロックでの**「新輸出大国コンソーシアム地域ブロック会議」**を開催

## (2) 農水産品の輸出支援

- 農林水産物・食品のプロモーションを担う、「日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO)」が2017年4月にJETROにおいて発足。(センター長：小林栄三 伊藤忠商事特別理事)
- 和牛や日本茶などの7テーマについて重点戦略を策定し、プロモーション活動を展開。
- 「日本産が欲しい」という現地の需要・市場を作り出し、産地の特色・魅力にあふれた産品を相応の価格で輸出することで生産者の所得向上につなげる。

### 農林水産物・食品の輸出額の推移



### JFOODOの活動内容

- ①海外市場の詳細なニーズ把握や現地の卸・小売・外食事業者等の商流を作り出すキープレイヤー等の情報の徹底調査。
- ②どの国・地域に、何を(品目)、どこで(小売・外食・中食) 売り込むかの戦略設定。

<戦略分野と売り込みエリア>

| 品目        | エリア             |
|-----------|-----------------|
| 米粉        | 米国・欧州           |
| 日本酒       | 欧州・米国・アジア       |
| 日本ワイン     | 米国・欧州・香港・シンガポール |
| クラフトビール   | 米国              |
| 水産物(ハマチ等) | アジア             |
| 和牛        | アジア             |
| 日本茶       | 米国・欧州・中東        |

- ③日本の食文化と一体となった、オールジャパンでの日本産品のプロモーション、ブランディング。
- ④事業者の販売活動に対する継続的な支援。

## 7. 技術協力の推進

# (1) 技術協力を通じた海外産業人材の育成

- 新興国経済の発展と日本企業の海外進出の同時達成を図るため、日本企業による技術やノウハウ移転を通じて新興国の外国人材を育成。
- AOTS（一般財団法人海外産業人材育成協会）を通じて、外国人材の受入研修等を実施し、直近1年間で3千人超を育成。日本企業の海外拠点を担う外国人材の育成を支援することで、中堅・中小企業の海外展開を後押し。

<最近の人材育成の取組>

## 1 インドにおける産業基盤の底上げ

- 2016年11月の日印首脳会談で、10年間で3万人の日本水準のものづくり人材の育成を目指す覚書を大臣間で署名。
- インド各地における日本式ものづくり学校の設立、インド国内大学での寄附講座の展開。

## 2 ASEAN地域の産業高度化

- 2015年11月、総理がASEAN等において、3年間で4万人の産業人材を育成する「産業人材育成イニシアティブ」を発表。
- ASEAN諸国の大学で日本企業と連携した実務教育を行う寄附講座の開講を推進。

## 日本に対する各国首脳の評価

### ベトナム クアン国家主席

日本からのODA支援に感謝。

ベトナムの人材育成や行政機関への援助に対しても支援をいただき、感謝する。

(日・ベトナム首脳会談／2017年11月)

### インド モディ首相

人的交流に向けた日本側の様々な取組を歓迎。日本のイニシアティブは両国の友好関係の促進に資するもの。

(日・印首脳会談／2017年9月)



## (2) 日本式ものづくり学校 (JIM) ・寄附講座 (JEC) の展開

- 日本式ものづくり学校(JIM)は、2017年夏にスズキ、トヨタ自動車、ダイキン工業、ヤマハ発動機、12月に日立建機が開校。2018年内に、豊田通商が開校予定。
- 寄附講座(JEC)は、2017年9月に明電舎が開始。2018年5月に、三菱電機が参画。

ものづくり技能移転推進プログラムに関する協力覚書  
署名式 (2016年11月11日) (写真提供: 内閣広報室)



JIM第一陣4校  
認定式  
(2017年6月27日)

- ◆ 青色 : 日本式ものづくり学校 (JIM)
- ◆ オレンジ色 : 寄附講座 (JEC)

### ダイキン・エアコンディショニング

- ・ 場所: ラジャスタン州
- ・ 教育内容: 規律、ビジネスマナー、数学、製図、空調技術 等
- ・ 学生数: 1学年約30人

### 三菱電機インド社

- ・ 教育内容: オートメーション技術 等
- ・ インド国内20以上の大学とMOUを締結

### プライム明電

- ・ 場所: アンドラ・プラデシュ州 N.B.K.R科学技術大学
- ・ 教育内容: 発電機技術、変圧器技術、安全・品質 等
- ・ 対象学生: 電気工学科・機械工学科 4年生約100人

豊田通商が2018年  
内にJIM開校を予定

### マルチ・スズキ・インドア

- ・ 場所: グジャラート州
- ・ 教育内容: 規律、ビジネスマナー、安全教育、自動車組立、自動車整備 等
- ・ 学生数: 1学年約400人

### ヤマハ・インドア・モーター

- ・ 場所: タミル・ナドゥ州
- ・ 教育内容: 規律、ビジネスマナー、安全教育、バイク製造工程全般等
- ・ 学生数: 1学年約40人

### タタ日立コンストラクションマシナリー

- ・ 場所: カルナタカ州
- ・ 教育内容: 規律、ビジネスマナー、安全教育、溶接、塗装、組立 等
- ・ 学生数: 1学年約48人

### トヨタ・キルロスカ・モーター

- ・ 場所: カルナタカ州
- ・ 教育内容: 規律、ビジネスマナー、組立、塗装、ライン整備 等
- ・ 学生数: 1学年約60人

### (3) 海外大学における寄附講座の開講

- ASEAN諸国の大学等において、日本企業と連携（日本企業から教員を派遣等）した実務教育を含む寄附講座を開設し、**優秀な現地人材の育成・困り込み**を行う。

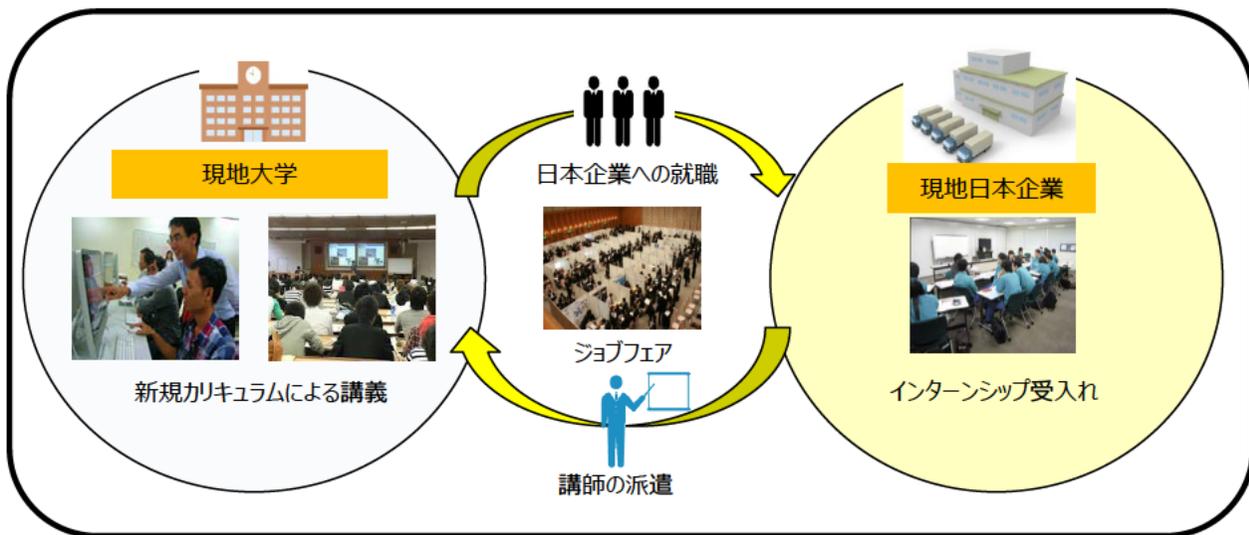
#### 日本企業と連携した寄附講座

- 日立や明電舎などの日本企業が、IoTや発送電技術に関する講義を実施。現地日系企業で、**マネジメントや、企画・開発ができる人材**を育成。
- 2016年9月の泰日工業大学（タイ）での開講を皮切りに、**2018年5月末時点、25大学（7か国）で34講座での取組を実施中**。総理がASEANサミットで約束した20大学への寄附講座設置の目標を達成。

<寄附講座の実績・内訳> 2018年5月末

|                                                                                    |        |       |      |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|------|
|    | ベトナム   | : 9大学 | 14講座 |
|    | タイ     | : 5大学 | 9講座  |
|   | インドネシア | : 4大学 | 4講座  |
|  | ミャンマー  | : 3大学 | 3講座  |
|  | ラオス    | : 2大学 | 2講座  |
|  | フィリピン  | : 1大学 | 1講座  |
|  | カンボジア  | : 1大学 | 1講座  |

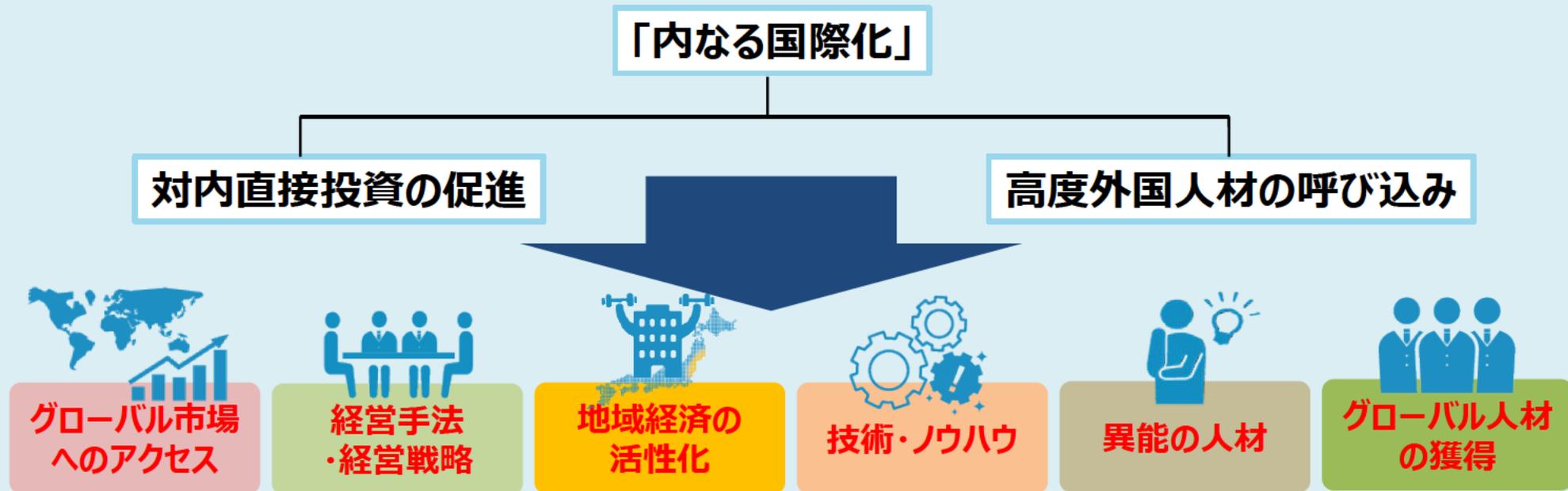
<事業イメージ>



## 8. 内なる国際化

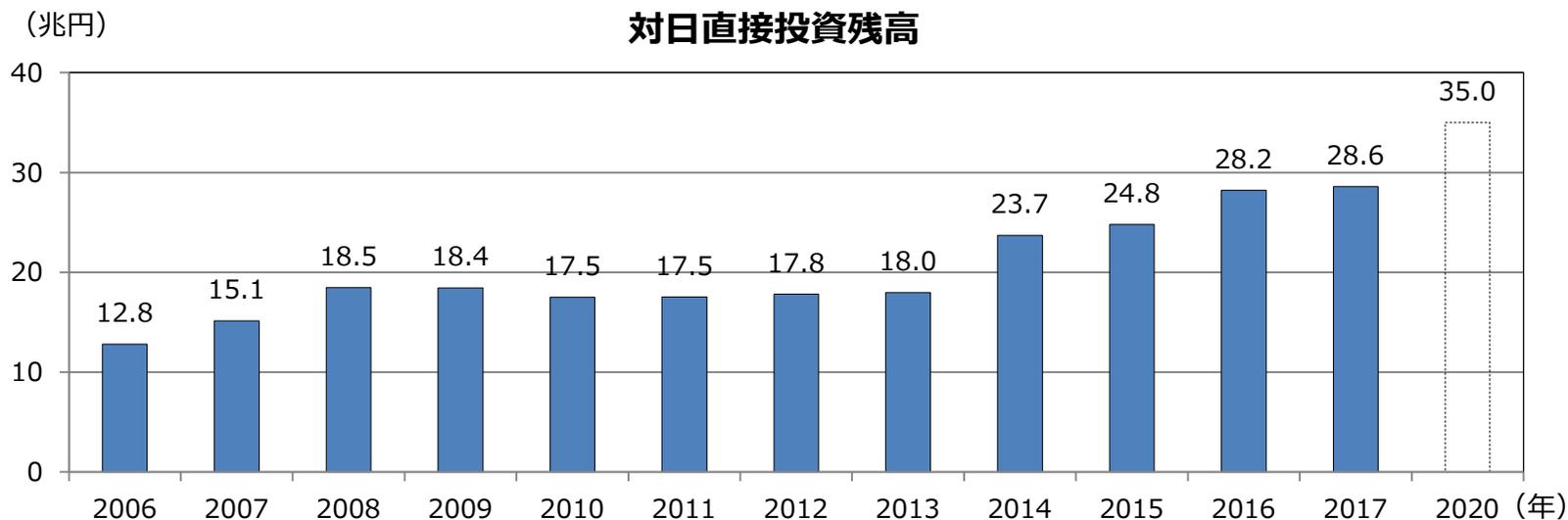
# (1) 「内なる国際化」とは

- これからの日本において、海外の資本、技術、人材を日本に取り込むことにより、国内の生産性を向上し、イノベーションを実現する「内なる国際化」は極めて重要。
- まず必要なことは、対内直接投資の促進。対内直接投資は、資金だけでなく、グローバル市場へのアクセス、異能の人材、経営手法・経営戦略、技術・ノウハウ等の海外の優れた経営資源の流入を伴う。
- また、優れた知識、技能を有する高度外国人材を積極的に受け入れ、国内のイノベーションを加速することも重要。グローバル人材の確保に向けて、高度外国人材の呼び込みも積極的に推進。



## (2) 対日直接投資の現状

- 2017年末の残高は過去最高の28.6兆円だが、2020年の倍増目標に向けて施策の強化が必要。
- 実態として、東京を中心とする一部の大都市に集中。



(出典) 財務省「本邦対外資産負債残高」(2018年5月25日公表値)、内閣府「国民経済計算」(2018年5月16日公表値)  
 (留意点) ①本邦対外資産負債残高は、計上基準が2014年分から変更された。2013年以前の残高は旧基準で記載( \* )。

### 東京都、神奈川県、大阪府に所在する外資系企業数の割合

|        | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 3都府県合計 | 81.9   | 82.5   | 83.0   | 82.4   | 82.7   | (%) |
| 東京都    | 66.6   | 67.6   | 68.5   | 67.3   | 67.4   |     |
| 神奈川県   | 9.8    | 9.5    | 9.6    | 9.9    | 10.0   |     |
| 大阪府    | 5.5    | 5.3    | 4.9    | 5.2    | 5.3    |     |

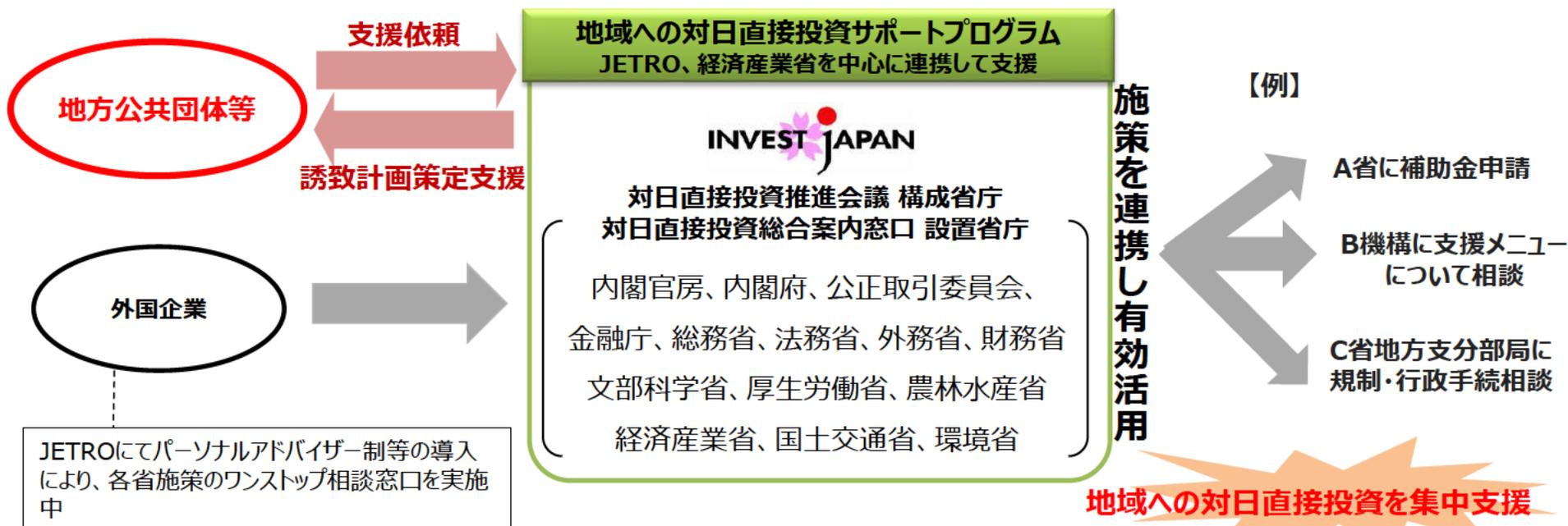
出所：経済産業省「外資系企業動向調査」 注：2016年度は速報。

# (3) 地域への対日直接投資サポートプログラム 概要

平成30年5月17日  
対日投資推進会議決定

- 対日直接投資は東京を中心とする一部大都市に集中。しかし、それ以外の地域にも、技術力を持った企業、特色ある産業集積、様々な地域資源、優秀な労働力が存在。こうした地域の強みと外国企業が持つ販路・技術・人材・ノウハウを結び付けることで、新たな需要を創出し、生産性を高め、良質な雇用機会を創出していくことが可能。
- 昨年、JETROでは「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入し、外国企業に対して東京近郊におけるきめ細かいサポート体制を実現。今後は、外国企業の誘致主体である地方公共団体等に対して、多様な企業の呼び込み実施をサポートし、地域への対日直接投資を強力に推進していくことが必要。

地方公共団体等の誘致計画策定のサポートやコンサルテーション、有効な施策の利活用促進を実施し、地方公共団体等の対日直接投資に関する取組をブラッシュアップ



# (4) “日本版高度外国人材グリーンカード”の創設 (2017年4月)

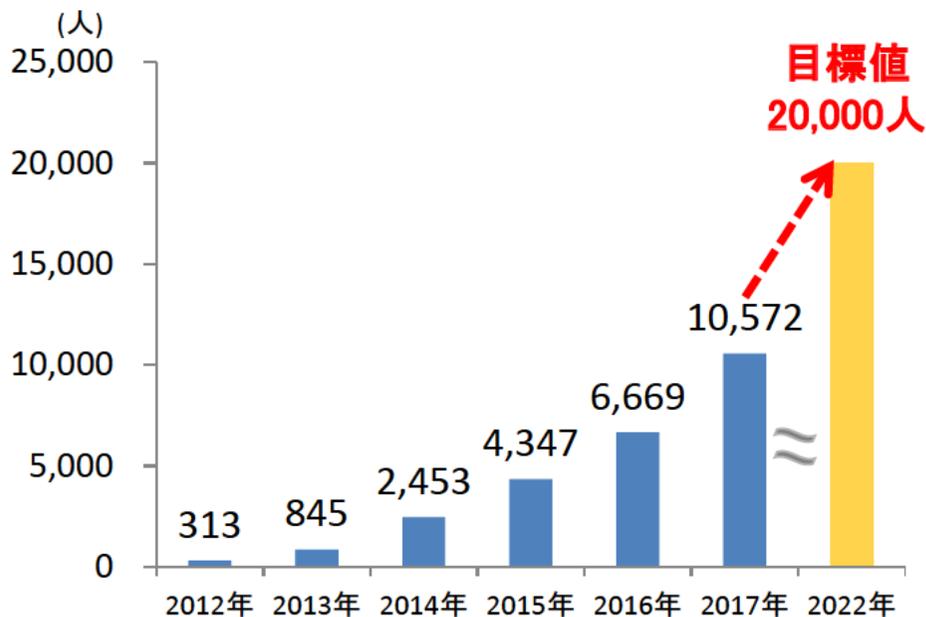
- 高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を**5年から3年に短縮**する。  
※高度外国人材とは、専門的能力を有する外国人材の学歴、職歴、年収等を点数化する「高度人材ポイント制」で70点以上に達した場合に出入国管理上の優遇措置の対象となる者
- 高度外国人材の中でも特に高度と認められる者（80点以上のポイントで認められた者）については、**1年**に。

## 高度外国人材認定件数（累計）の推移と目標

「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）のKPI

「2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。」

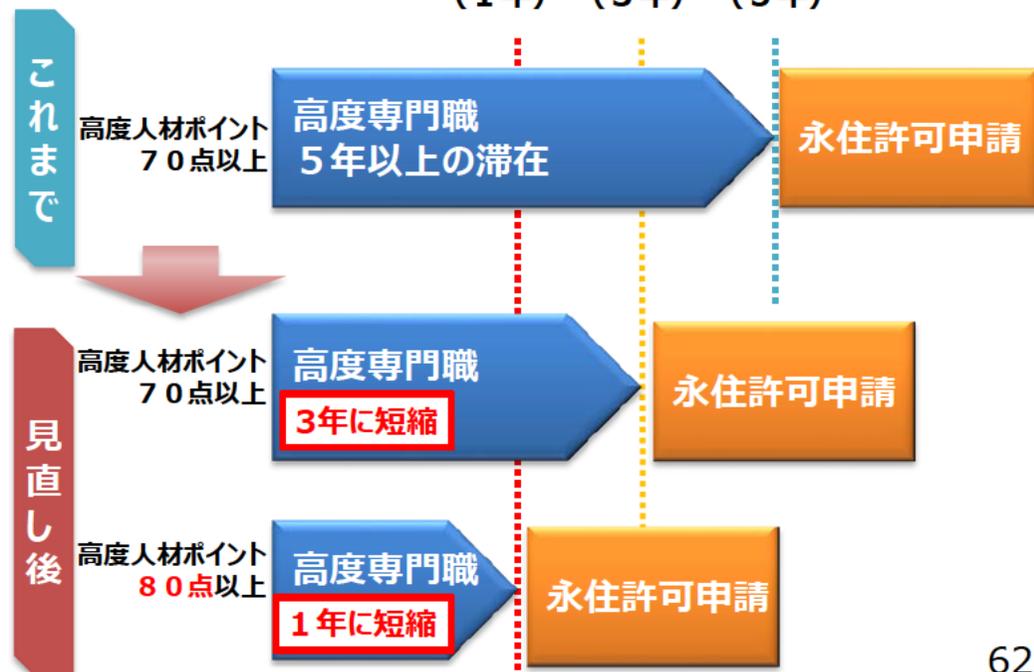
さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す。」



## “日本版高度外国人材グリーンカード”の創設

永住許可申請に要する在留期間

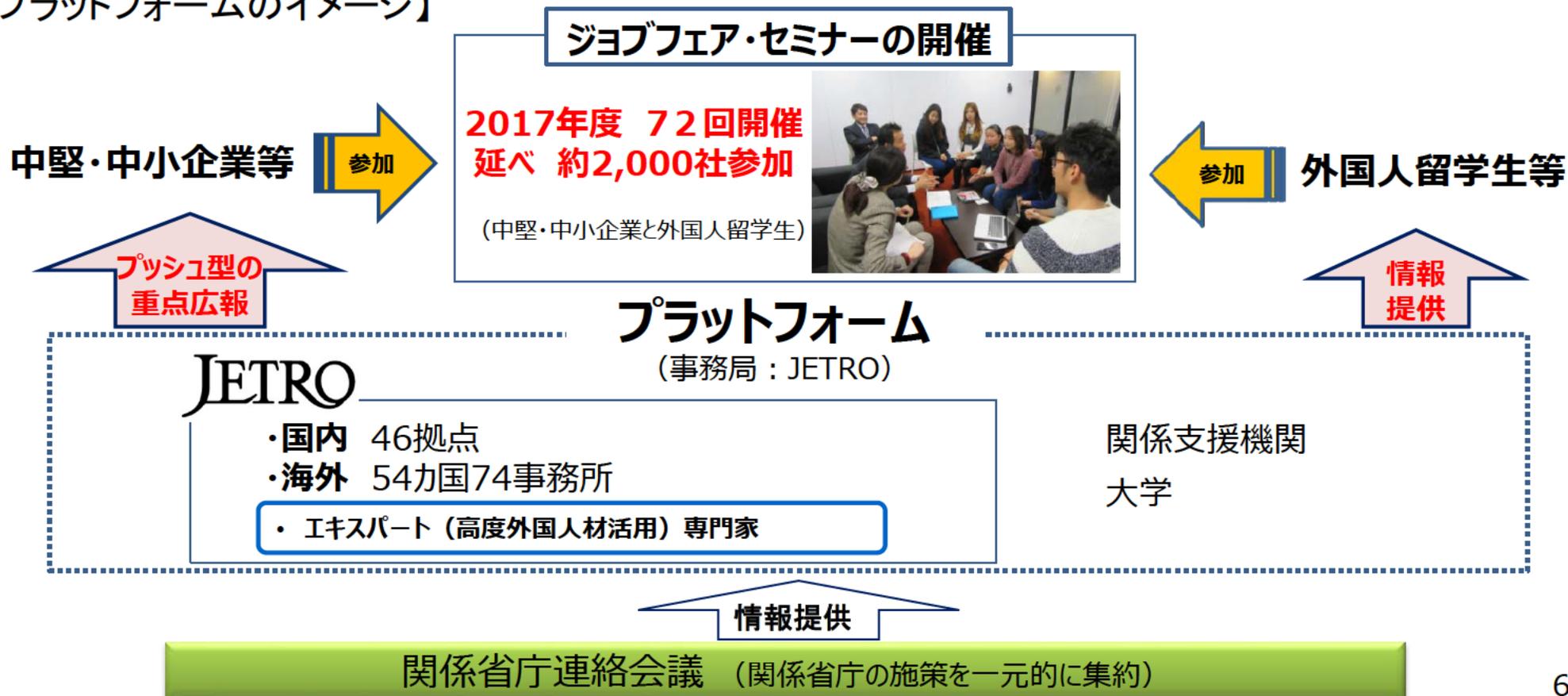
(1年) (3年) (5年)



## (5) 高度外国人材の採用機会の拡大

- 地域での人材不足感が高まる中、海外展開への関心の高い企業は、外国人の採用に積極的。  
特に、留学生の約2/3は従業員300人未満の企業に就職。
- ⇒ 中堅・中小企業による高度外国人材・外国人留学生の採用を支援するプラットフォームを立上げ予定。地域未来牽引企業等、海外展開を目指す企業に対して、高度外国人材や外国人留学生とのジョブフェア等の機会を提供。

【プラットフォームのイメージ】



## 9. 産業安全保障

# (1) 外為法による機微技術管理の概要

炭素繊維



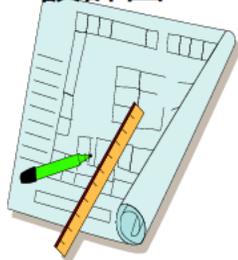
貨物輸出



許可制

国際的な平和及び安全の維持を妨げる  
貨物輸出を規制

設計図



技術提供



許可制

国際的な平和及び安全の維持を妨げる  
技術提供を規制

日本企業



対内直接投資



審査付事前届出制

(変更・中止を勧告・命令できる)

- ① 国の安全を損なう、
- ② 公の秩序の維持を妨げる、
- ③ 公衆の安全の保護に支障を来す対内直接投資を規制

## (2) 国際輸出管理レジーム

|                   | NSG<br>(原子力供給国グループ)                                                                                                                                                                                                                                             | AG<br>(オーストラリア・グループ)                                                                         | MTCR<br>(ミサイル技術管理<br>レジーム)                                        | WA<br>(ワッセナー・アレンジメント)                                                                          |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 規制対象品目         | <u>(1) 原子力専用品・技術</u><br>①核物質<br>②原子炉・付属装置<br>③重水・原子炉級黒鉛<br>④ウラン濃縮・再処理等プラント<br><br><u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>                                                                                                                                                        | <u>(1) 化学兵器</u><br>①化学剤<br>②化学兵器汎用製造設備<br><br><u>(2) 生物兵器</u><br>①生物剤<br>②生物兵器汎用製造設備         | <u>(1) 大型のミサイル・無人航空機</u><br><br><u>(2) 小型のミサイル・無人航空機、関連資機材・技術</u> | <u>(1) 武器</u><br><br><u>(2) 汎用品</u><br>①先端材料<br>②材料加工<br>③エレクトロニクス<br>④コンピュータ<br>⑤通信関連 等       |
| 2. 発足年<br>(日本の参加) | 1978年 (同年)                                                                                                                                                                                                                                                      | 1985年 (同年)                                                                                   | 1987年 (同年)                                                        | 1996年 (同年)                                                                                     |
| 3. 参加国数           | 48か国                                                                                                                                                                                                                                                            | 42か国+EU                                                                                      | 35か国                                                              | 42か国                                                                                           |
| 4. 参加国            | <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p><b>&lt;ホワイト国&gt;</b><br/>           アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国</p> </div> |                                                                                              |                                                                   |                                                                                                |
|                   | クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ<br><br>ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン<br>ブラジル、メキシコ、中国<br>南アフリカ                                                                                                                                        | クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ<br><br>ウクライナ<br><br>メキシコ<br>インド | アイスランド、トルコ、<br><br>ロシア、ウクライナ<br><br>ブラジル<br>インド<br>南アフリカ          | クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、<br><br>ロシア、ウクライナ<br><br>メキシコ<br>インド<br>南アフリカ |

ホワイト国：輸出管理を厳格に実施していると認められることから、円滑な輸出許可手続が可能な輸出相手国（27か国）。

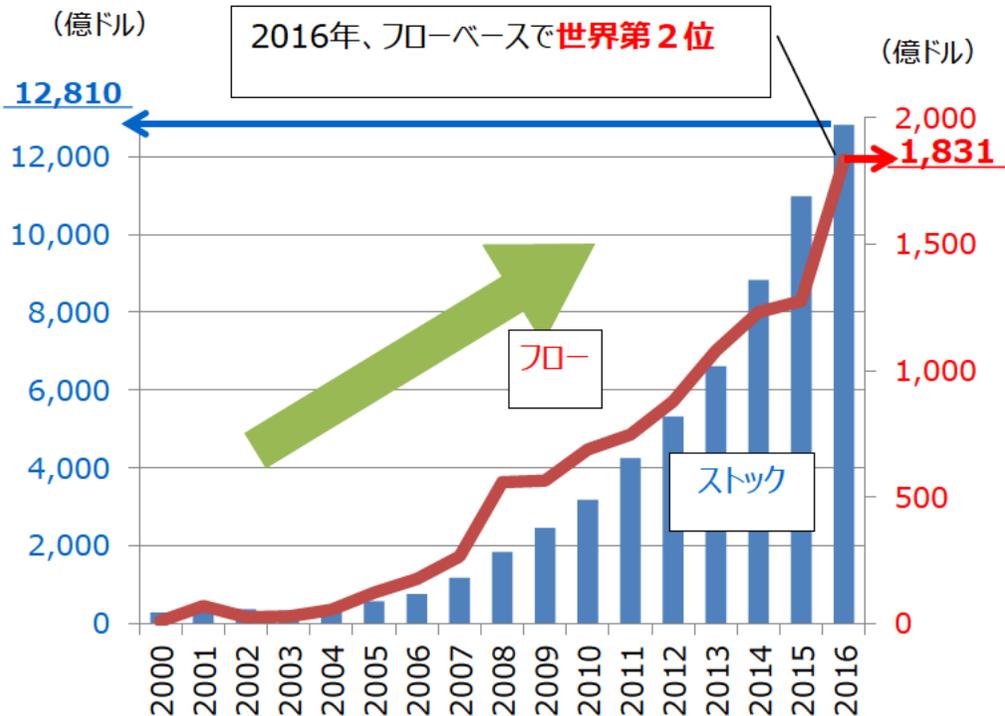
### (3) 機微技術流出のリスク

- 新興国による技術獲得手法は、投資・買収や留学生派遣等多様化。
- 伝統的な輸出管理のみならず、投資管理、大学の技術管理強化の取組が必要。

#### 対内直接投資管理の重要性の増大

新興国の対外直接投資額は大幅に増加し、先進技術獲得を目的とした買収アプローチも多発。

#### 新興国の対外直接投資額の推移 (例：中国)

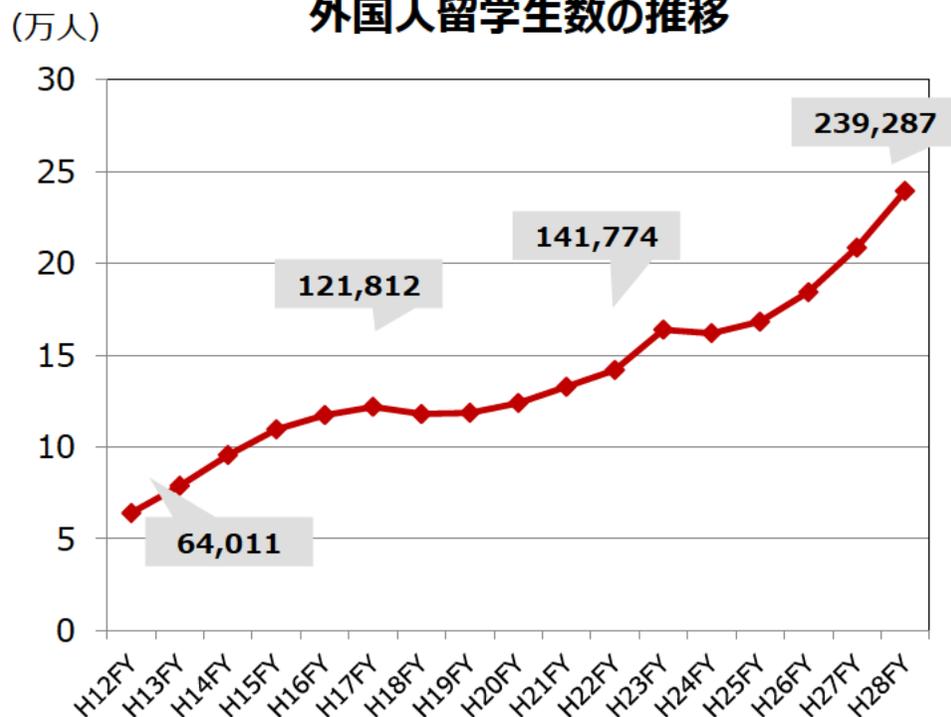


(出典) UNCTADレポート2017年

#### 大学における技術管理の重要性の増大

留学生が増加する一方、国内大学の技術管理体制は未成熟。

#### 外国人留学生数の推移



(出典) 日本学生支援機構「平成28年度外国人留学生在籍状況調査結果」、文部科学省調査(平成30年2月)速報値

# (4) 我が国における投資管理強化

- 日本も、2017年10月改正外為法を施行し、投資管理を強化

## 日本

2017年10月、改正外為法を施行。

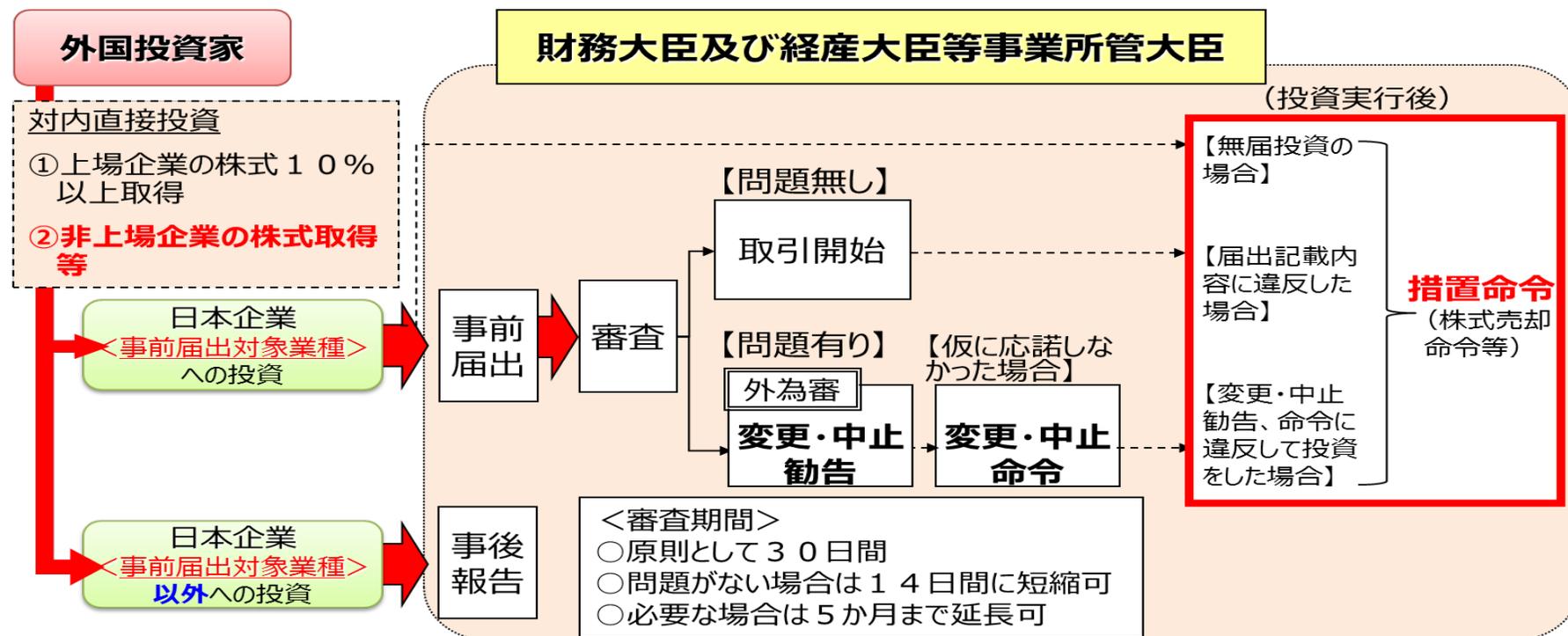
(1) 規制対象業種の追加

国際輸出管理レジーム規制貨物・技術について、全て規制対象に指定（従来は、その一部のみ）。

(2) 買収後の是正措置の強化

無届投資等を行った外国投資家に対し、罰則に加え、株式売却命令等ができる制度を創設。

(3) 外国投資家間の非上場株式の売買の規制対象化



## (5-1) 諸外国における投資管理強化の動き：米国

- 米国では、中国による累次にわたる機微技術獲得を目的とした買収行動の活発化等を背景に、投資規制を強化する動き。  
(例)半導体分野（中国系米ファンドによるラティスセミコンダクターの買収計画（いずれも失敗））

### 米国

- 2017年11月、対内投資管理の強化を目的とした**外国投資リスク審査近代化法案(FIRRMA)**を議会に提出（超党派）。現在両院の本会議で審議中。
- 改正案のポイント：
  - ① **審査の考慮要素**：以下を含めた考慮要素を追加。
    - a) **特別懸念国に対する米国の技術優位性を維持するためのエマージングテクノロジーの保有の有無**
    - b) **サイバーセキュリティ懸念**
    - c) **技術獲得を表明している特別懸念国の関与の有無**
  - ② **事前届出**：従来の事後審査に加えて、①**外国政府が25%以上参加する投資家による米国企業の25%以上の株式の取得**、②**CFIUSが指定する取引は事前届出が必要**。
  - ③ **外国政府との審査情報の共有**：新たに**可能とする**。
  - ④ **同盟国からの投資審査対象からの除外**

## (5-2) 諸外国における投資管理強化の動き：欧州

- 海外からのM & Aリスクの高まりに背景に、米国のみならず、欧米各国が投資管理制度を強化。

### EU

2017年9月、EU大の投資管理の協議枠組を構築する規則案を公表。2018年6月現在、欧州議会、EU理事会で審議中。

- 欧州委と加盟国による連携、重要インフラ、重要技術の有無の審査考慮要素化等

### イギリス

2017年10月、投資管理強化の検討方向を示す政府報告書を発表。2018年3月、法改正に向けた答申を発表。

- 武器技術・高度デュアルユース品、サイバー技術等の審査分野の重点化等

### ドイツ

2017年7月、外国貿易令を改正し、投資規制を強化。

- 事前届出業種の拡大、事後審査対象の明確化（サイバー技術、重要インフラ）等

### フランス

2018年2月、外資による仏企業の敵対的買収への対抗策を発表。

- 政府が外資による買収計画を禁止できる範囲の拡大（AI、デジタルデータ等）

### EUの投資管理実施国の実態（28ヶ国中16ヶ国未実施）

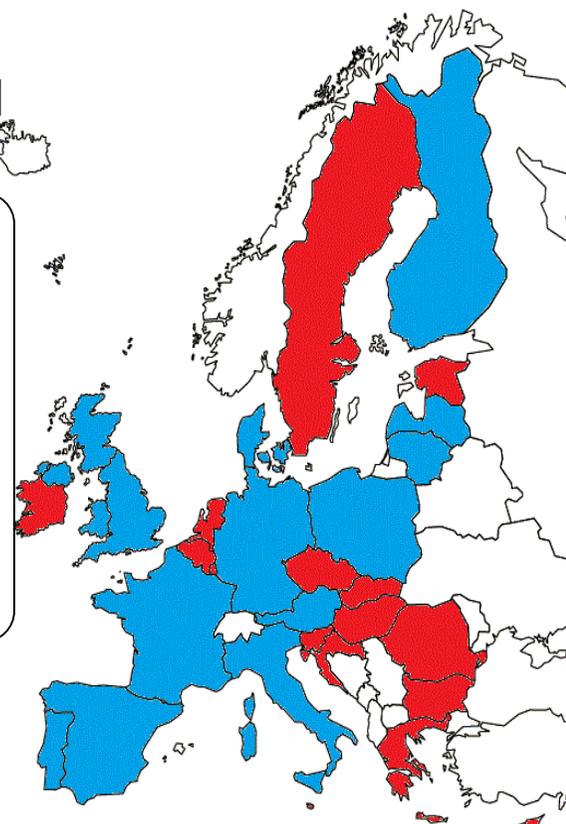
■ 投資管理実施国

■ 投資管理未実施国

【投資管理実施国】

ドイツ、フランス、  
イタリア、イギリス、  
ポルトガル、スペイン、  
オーストリア、デンマーク、  
フィンランド、ラトビア、  
リトアニア、ポーランド

→投資管理に関するEU規則案については、温度差あり。



## (6) 投資管理の国際連携に向けた動き

- 投資管理については、輸出管理のような国際連携の枠組みがなく、先進国間で抜け穴（ループホール）が生じるおそれ大。
- 日米欧で、国際連携に向けた議論が進展。

### OECD閣僚理事会 議長声明(2018年5月31日) (抜粋・仮訳)

議長国のフランスの下、「より責任ある、効果的で、包摂的な成果を得るための多国間主義のテコ入れ」について議論。

5. 強力かつ包摂的な成長のための国際貿易・投資  
現地企業への技術移転を強いる政府慣行及び政府主導の戦略的対外投資を懸念。

### 第3回三極貿易大臣会合 共同声明及び付属書(2018年5月31日) (抜粋・仮訳)

いかなる国も外国企業から国内企業への技術移転を要求したり圧力をかけたりしてはならないとの見解を、共有することを確認。

◆技術及び知的財産を獲得し、当該国企業への技術移転を行うことを目的とした、外国企業及びその財産への戦略的な投資又は獲得を、支持し不公正に助長するような、政府の慣行を阻止するためのメカニズムについて、必要な時は調整を行いつつ、当該メカニズムを確立し、ベストプラクティスを共有する必要性について議論した。

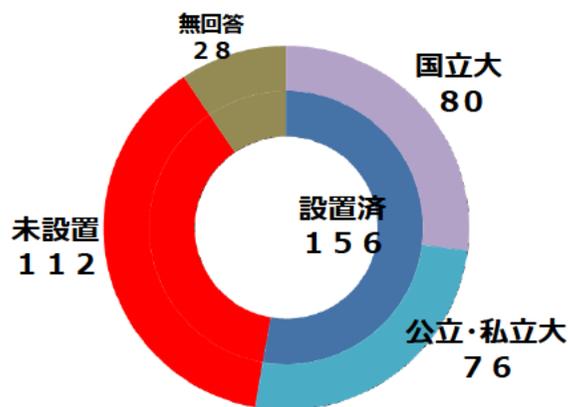
(付属書2: 技術移転政策及び慣行に関する共同声明)

# (7-1) 大学等における安全保障貿易管理

- 大学・研究機関においては、①留学生・外国人研究者の受け入れ、②他の大学や企業との共同研究、③外部の者の研究施設の見学、④研究サンプルの持ち出し、⑤講演会や展示会への参加などの際に、技術取引規制等が適用される場合がある。
- 他方、**安全保障貿易管理にかかる体制未構築の大学も多い。**

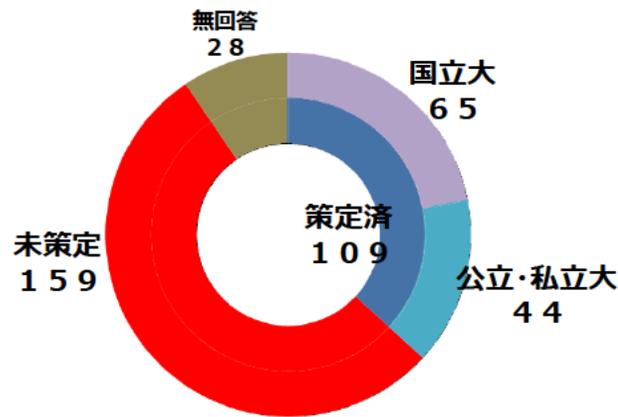
## 「国立大学」及び「医歯薬理工系学部を持つ公立・私立大学」 (合計296大学) における

### ① 輸出管理担当部署の設置状況



|         | 設置率 |
|---------|-----|
| 全体      | 58% |
| 国立大     | 94% |
| 公立・私立大学 | 42% |

### ② 輸出管理内部規程の策定状況



|         | 策定率 |
|---------|-----|
| 全体      | 41% |
| 国立大     | 77% |
| 公立・私立大学 | 24% |

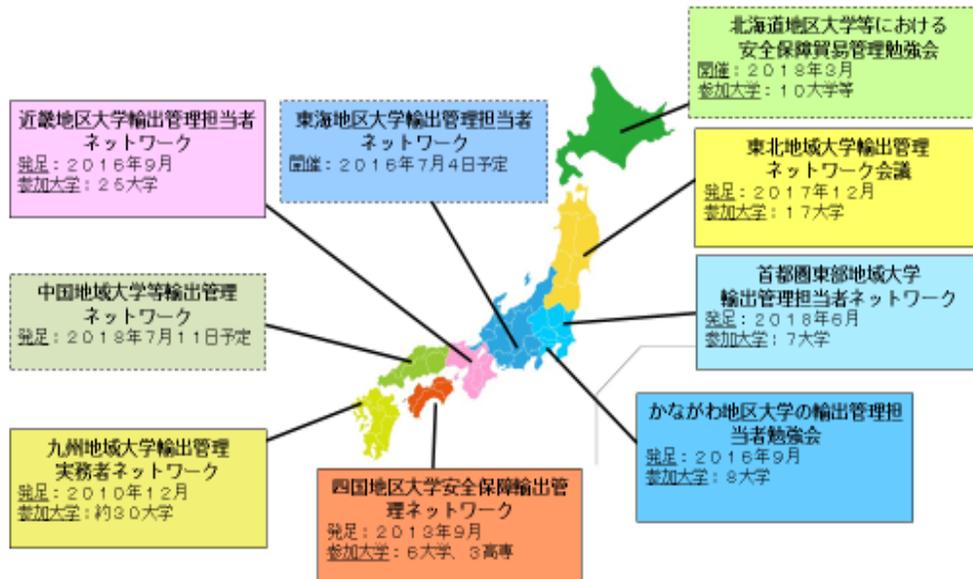
(出典) 文部科学省調査 (平成30年2月) 速報値

# (7-2) 大学への普及啓発

- 2017年10月、大学向けガイダンスを抜本的に見直し公表。
- 文部科学省と連携して、複層的なアプローチを通じて、大学における安全保障貿易管理に関する法令順守及び内部管理を強化。
- 平成29年度は、50大学等に対して専門家派遣を実施。新たに15大学等が内部管理規定を策定（見込み含む）。

## 地域ネットワークの形成

- 毎年、大学向け説明会を開催（今年度は名古屋、大阪、東京で実施予定）。昨年度から、地域ブロック別、実務担当者向けのガイダンス説明会を開催。
- これを機に、行政－大学、大学－大学の相談・情報交換を可能とする地域ネットワークを形成。



## 大学向けガイダンス

- 経済産業省の公式HPで公表（平成29年10月）。
- 文部科学省を通じ、全関係大学の学長宛に送付。

(ガイダンスの主なポイント)

- ・ 慎重審査が必要となる研究分野の例示
- ・ 研究者が実際に直面する活動ケースに併せた管理手法の提示
- ・ 内部管理規程、各種審査票、誓約書などの雛形の提示

## 専門家派遣事業

- 大学の安全保障貿易管理の専門家を派遣し、ガイダンスの実践をサポート。  
※ H29, H30年度予算で大学の安全保障貿易管理の経験のある専門家20名を「アドバイザー」に任命。大学側は無償(国が負担)

## 個別大学訪問

- 大学内のトップダウンでの取組を促すべく、経済産業省の担当課長らが学長、理事長らを直接訪問し、説明。 ※これまでに60大学等を訪問